

国産牛肉トレーサビリティ導入手引書 (と畜場編)

平成 16 年 3 月

社団法人 中央畜産会

全国食肉センター協議会

目 次

はじめに

1. 導入手引書（と畜場編）の目的	
（1）手引書の目的	1
（2）牛肉トレーサビリティの定義	1
（3）牛肉トレーサビリティの根拠法等	1
2. 手引書の位置づけ	
（1）牛肉トレーサビリティの対象	2
（2）と畜場の役割	2
（3）トレーサビリティの導入ステップ	3
（4）関連用語の定義	5
3. トレーサビリティ導入のために事業者が行う管理内容	
（1）トレーサビリティ実施の基本的考え方	8
（2）管理・保管すべき牛肉個体識別情報	8
（3）販売先に伝達すべき牛肉個体識別情報	8
（4）(独)家畜改良センターへ届け出るべき情報	8
（5）と畜処理フローとトレーサビリティ管理内容	9
4. と畜段階でのトレーサビリティ	
（1）生体受入工程	11
（2）と畜工程	19
（3）冷蔵保管・搬出・販売工程	23
5. と畜段階での情報の伝達、表示、管理・保存	
（1）情報の伝達	26
（2）情報の表示	31
（3）情報の管理と保存	34
6. トレーサビリティ運営体制	
（1）管理責任者の設置	36
（2）外部立ち入り検査	36
（3）自主検査	36
<巻末資料>	37
1. 情報機器によると畜報告	38
2. 識別対象牛肉とその規格	45
3. 標準品名コード	46
4. 商品属性コード	47
5. 全国食肉処理施設一覧表による通し番号の例	49

はじめに

と畜場では様々な食肉衛生・安全性の管理や品質管理に関する取り組みがなされてきている。さらに、BSEの発生や偽装表示などによって、消費者の食肉に対する信頼性の確立がとくに重要となっており、生産やと畜、部分肉加工、流通の履歴が明確にされた食肉の供給が望まれている。

このために、消費者が安心して食肉を購入できるようにするために、トレーサビリティシステム(以下、トレーサビリティという)の導入・確立がと畜場に求められている。

牛・牛肉トレーサビリティの法的整備やその実施体制は、ここ2～3年、急速に進んでいる。平成14年には、国内で飼養されているすべての牛に個体識別番号が記載された耳標の取付作業が終わり、農林水産省による「牛個体識別台帳」が作成された。10月からはインターネットを利用して、このデータベースにアクセスできる体制が整えられた。

平成15年6月には「牛個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が成立し、関係政省令も制定されている。これらの法令などは平成15年12月より生産段階（と畜場でのとさつの届出を含む）で施行され、平成16年12月からは流通・販売段階でも施行される。

「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書」（と畜場編）は、国産牛のと畜段階でのトレーサビリティの意義を明確にするとともに、と畜段階での作業の標準的手順を示し、それにたいするさまざまなトレーサビリティ対応策の実例を示している。また、トレーサビリティ導入に当たっては、牛の個体識別情報の伝達、管理が不可欠であるので、具体的な情報伝達・管理の方法も示している。なお本手引書では、信頼性が高く、効率的なトレーサビリティのあるべき姿を示している部分も多いので、それぞれの企業の現状や能力を踏まえて、積極的に活用されたい。

本手引書は、「国産トレーサビリティ導入手引書」（総論編）を参考に作成されており、本手引書と合わせてトレーサビリティ導入の際の資料として活用されたい。

<委員及び委員会の構成>

事業名：平成 15 年度食肉処理衛生管理向上等推進事業

と畜場・部分肉加工場トレーサビリティ導入専門委員会 委員名簿

委員氏名	所属先名称	役 職
◎小林 喜一	(財)日本食肉流通センター	理事
前田 繁	兵庫県食肉卸組合連合会	会長
横山 比呂志	(株)北海道畜産公社	業務部 次長
今泉 博光	(株)群馬県食肉卸売市場	企画管理課主任
野須 昭彦	伊藤ハム(株)ミートパッカー	国内ビーフ部長
沓澤 宏紀	全農 畜産販売部	審査役
佐藤 浩司	全開連業務部	業務部長
鈴木 一男	(独)家畜改良センター 個体識別部	部長
下野 勝	(株)インダ	S I 課長
佐々木 勝年	(株)社会構造研究所	代表取締役

◎：委員長

1. 導入手引書（と畜場編）の目的

（1）手引書の目的

国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（以下、本手引書という）の目的は、これからトレーサビリティを導入しようとする食肉卸売市場（中央・地方）、産地食肉センター、一般のと畜場、関連団体等の現場サイドにトレーサビリティ構築の指針を示すことである。

（2）牛肉トレーサビリティの定義

国産牛肉トレーサビリティとは、『国産牛肉の生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンを構成する各段階で、牛肉とその情報を追跡し、また遡及できること』を指す。

＊川下方向へ追いかけるとき追跡といい、川上方向へさかのぼることを遡及という。

国産牛のと畜段階におけるトレーサビリティの意義は以下のようにまとめられる。

- ① 国産牛肉製品の安全性を脅かす事故が生じた場合、その事故原因の究明が容易になる。
- ② 事故が起こった商品を追跡し、それを正確、迅速に回収することができる。
- ③ 国産牛肉の管理情報の信頼性を向上させ、製品と製品ラベルの照合を確保することによって表示の正確さを担保できる。
- ④ 国産牛肉を個体識別番号で管理することにより、在庫管理や品質管理を効率的に行うことができる。
- ⑤ 牛肉の表示の信頼性確保が図られ、また消費者への牛肉に関する情報量が増えることにより、国産牛肉の消費拡大に寄与できる。

（3）牛肉トレーサビリティの根拠法等

牛肉トレーサビリティの根拠法は、以下のとおりである。

- ① 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」
（以下、牛肉トレーサビリティ法という）
- ② 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令」
- ③ 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則」
- ④ 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る施行通知」
- ⑤ 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る運用通知」

＊この根拠法等の条文は省略しているが、農林水産省のホームページに掲載されているので参照されたい。

農林水産省ホームページアドレス：<http://www.maff.go.jp/>

2. 手引書の位置づけ

(1) 牛肉トレーサビリティの対象

牛肉トレーサビリティの対象牛肉は、牛個体識別台帳に記録されている牛に由来する牛肉（牛肉トレーサビリティ法では「特定牛肉」と示されている）である。

と畜段階での識別対象、対象事業者は、以下のとおりである。

① と畜段階の識別対象

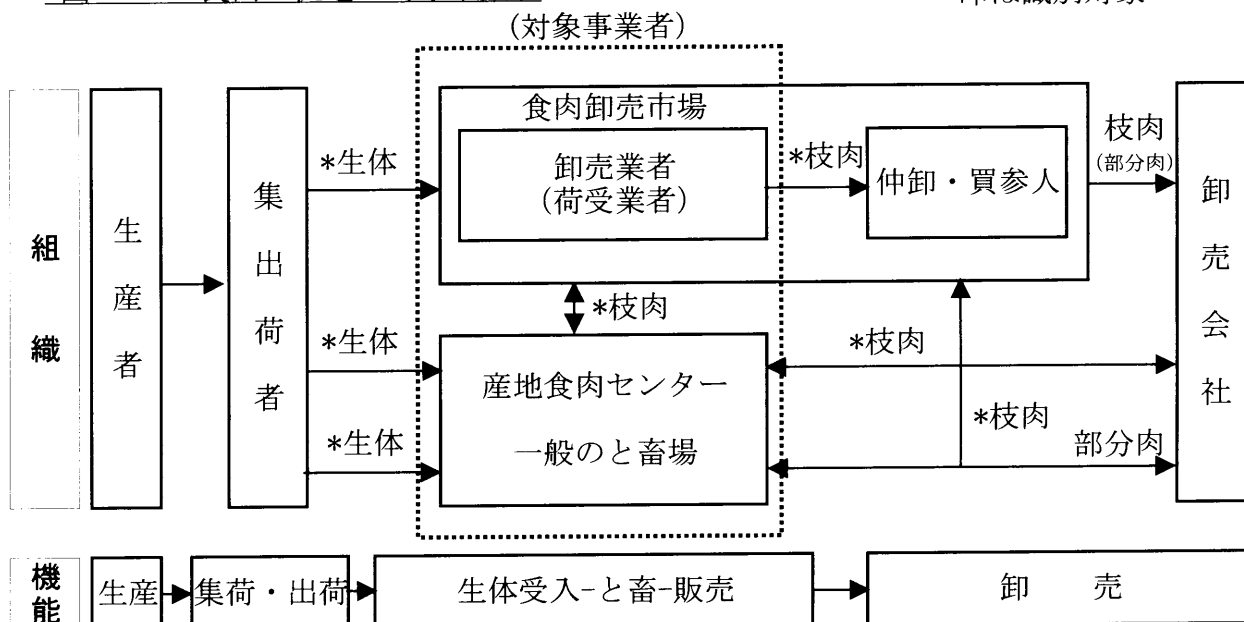
生体、枝肉（搬入枝肉を含む）

② 対象事業者

食肉卸売市場（中央・地方）、産地食肉センター、一般のと畜場

図 1-1 食肉の流通と対象事業者

*印は識別対象



(2) と畜場の役割

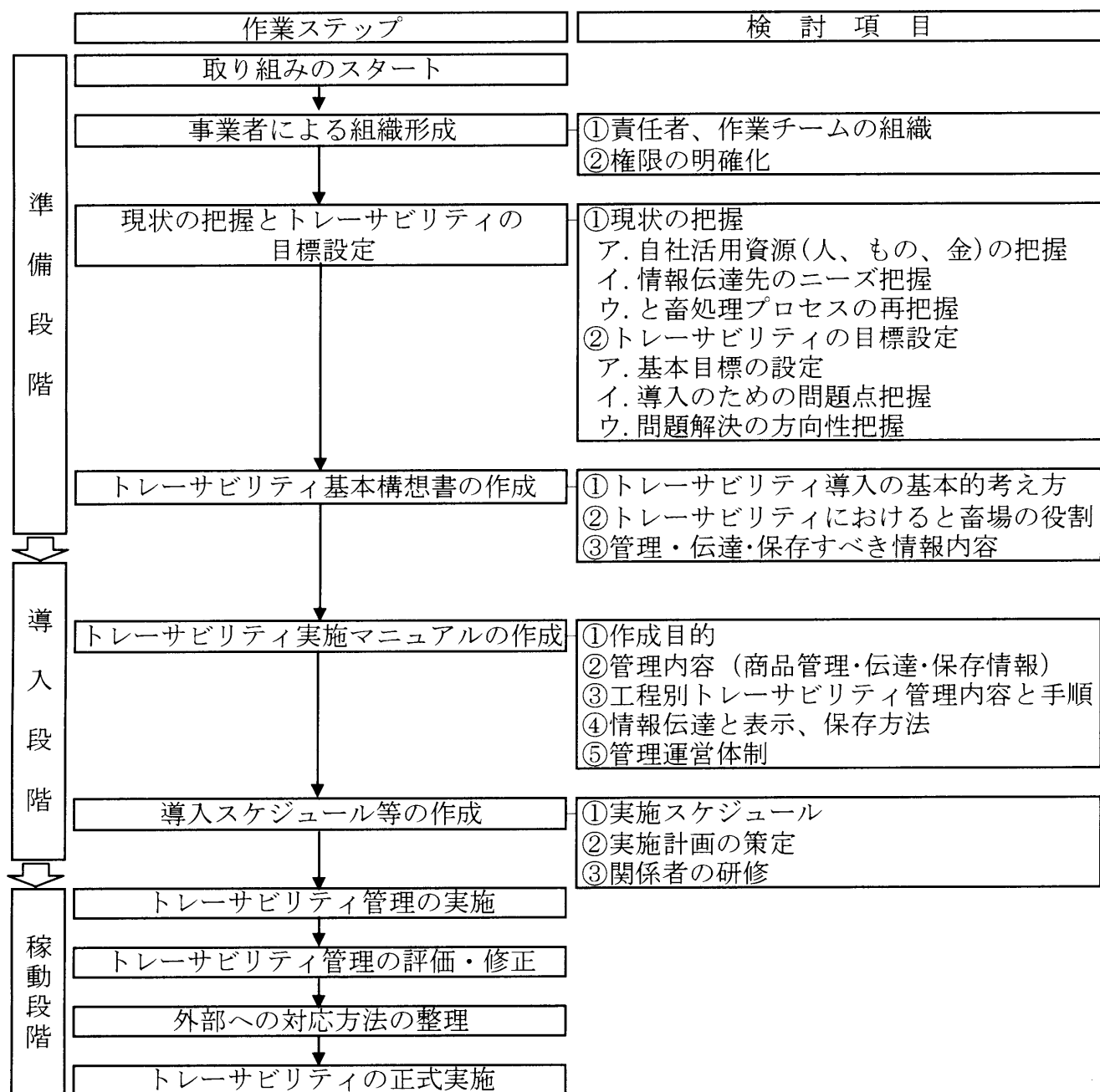
牛肉トレーサビリティにおいて、と畜場の役割は、次のような点にある。

- ① と畜・解体にともなって生じる国産牛の生体、枝肉の識別管理（生体、枝肉とその個体識別情報の照合）
- ② トレーサビリティに対応する新たな情報の作成
- ③ 同上の新たな情報の照合・管理
- ④ 同上の新たな情報の保存
- ⑤ 出荷・販売先への枝肉の個体識別情報の伝達
- ⑥ 独立行政法人 家畜改良センター（以下、(独)家畜改良センターという）へのと畜報告

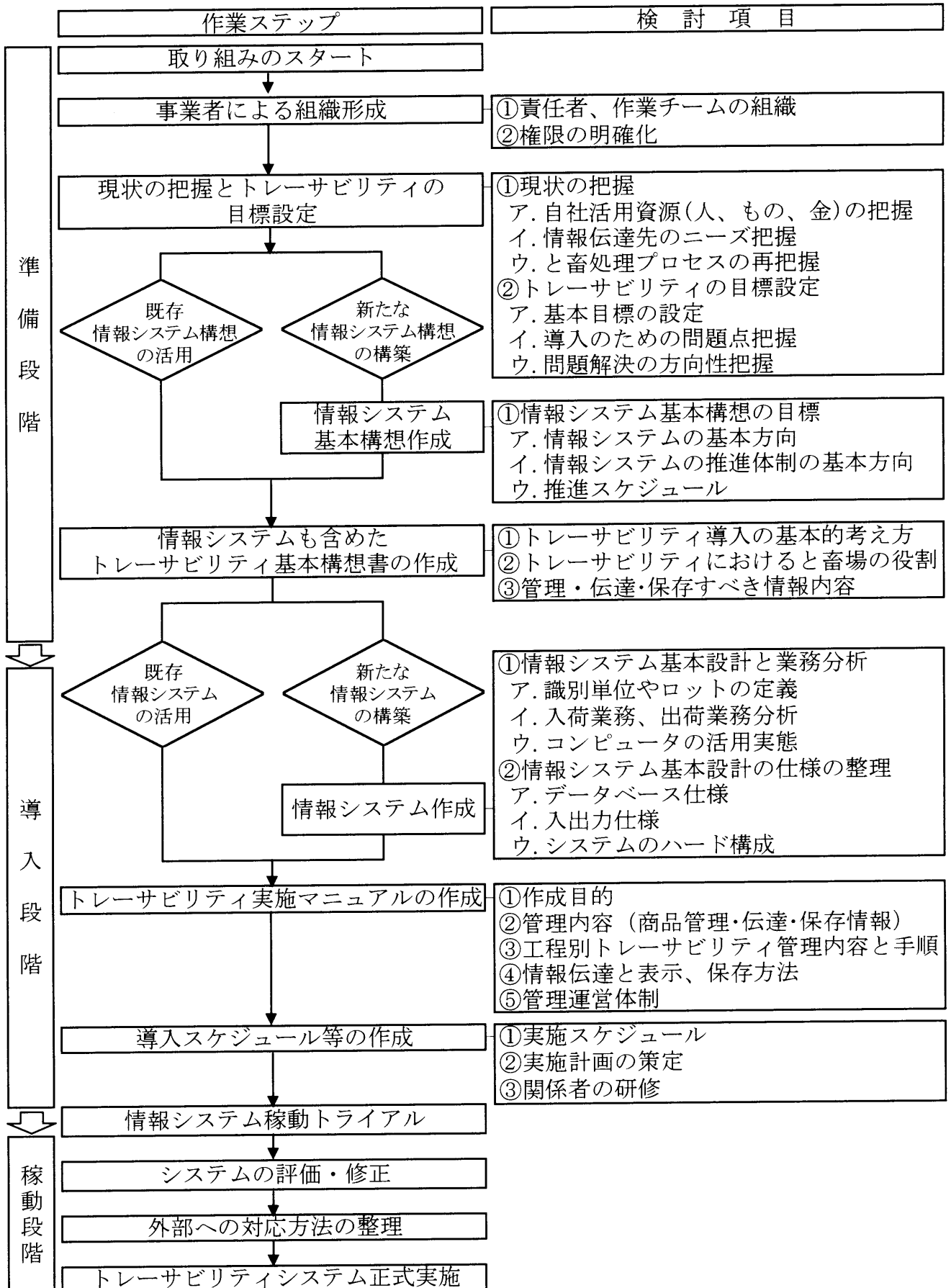
(3) トレーサビリティの導入ステップ

トレーサビリティの標準的な導入ステップは、以下のように示すことができる。各事業者は、取引形態、取引ニーズ、自社資源、自社の取引慣行、自社の経営システムなどを考慮に入れて、自社に適した方法で取り組む必要がある。なお、この導入ステップは「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」（食品のトレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会 平成15年3月）20頁を参考にしている。

① 情報システムを本格的に採用しないトレーサビリティの導入



② 情報システムを採用するトレーサビリティの導入



(4) 関連用語の定義

と畜段階におけるトレーサビリティに関する関連用語は、次のようなものがある。

① 牛肉トレーサビリティ

国産牛肉の生産、処理、加工、販売のフードチェーンを構成する各段階で、牛肉とその情報を追跡し、また遡及できること。

② 識別

個体識別番号やロット番号などにより、牛の個体や牛の個体製品・ロットの製品、事業者、場所を特定できること。

③ 個体識別番号

牛の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号。(独)家畜改良センターが管理する牛の番号であり、生体輸入牛も含め全国で飼養されているすべての牛が対象とされ、重複のない生涯唯一の固有番号。末尾のデジットを含めて10桁の数字で表示される。伝票やラベルなどには「個体識別番号」と表記する。

④ 内部識別番号

各段階の事業者が製造・保管・販売等の管理のために使用する識別番号(下記の例を参照)で、単一の番号を使用する。同日に同一番号を使用しない。その際、個体識別番号との照合ができるようにしておく。

例：・と畜受付番号(23、24、25)、枝肉番号(1123右)

・部分肉製造番号(1123右、左)、工場バッチ番号

・冷蔵保管番号、在庫ロット番号

・精肉製造ロット番号、工場バッチ番号

⑤ 耳標

牛の生体を識別するために、算用数字とバーコードによって表記され10桁の個体識別番号を表示した札。牛の両耳に生産農家によって装着される。

⑥ ロット

同一の条件下において製造または包装された牛肉の各段階での取り扱い単位のこと。牛肉トレーサビリティ法では「荷口番号」と表現される。ロットの構成要素は各段階で異なる。ロットの識別は販売業者などの事業者が自ら設定する番号・記号で行い、個体識別番号に代えて表示することができる。その際、ロットを構成する個体識別番号の管理が求められる。

なお、と畜段階では、個体識別番号などにより1頭ごとの個体管理が義務付けられており、ロットによる識別管理は認められていない。

⑦ 特定牛肉

牛肉トレーサビリティ法により、個体識別番号の表示等を行う対象となる牛肉、すなわち牛個体識別台帳に記録されている牛に由来し、食用に供せられる牛肉(舌、内臓等は含まない)のこと。ただし、以下のものはトレーサビリティの対象外とする(原料となる牛正肉はトレーサビリティの対象になる)。

ア. 牛肉を原料または材料として製造し、加工し、または調理したもの

イ. 牛肉を肉ひき機でひいたもの(ひき肉)

ウ. 牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの(小肉、小間切れなど)

⑧ 牛の管理者

牛の管理者とは、牛の所有者など、牛を管理する者を指し、牛の飼養者や共同哺育・育成センターなどの事業者に加えて、荷受業者も含まれる。

⑨ と畜者

と畜者とは「牛をとさつした者」で、牛肉トレーサビリティ法では、牛をとさつ・解体して牛肉（枝肉）として他社に引き渡す工程を自らが行い、管理する者をいう。

具体的には、と畜場を管理して自らとさつ・解体業務を行う者、他社が設置または管理すると畜場において、牛のとさつ・解体業務を自らが行っている者をいう。地方公共団体にあっても、このいずれかに該当すれば「と畜者」となる。

自らとさつ・解体業務を行う者が、これらの業務を外部委託する場合、とさつ・解体工程の管理責任は委託する事業者が負っている。外部の委託された事業者には管理責任はないので、委託者が「と畜者」となる。

ただし、食肉卸売市場で荷受業者がとさつ・解体を委託する場合は、とさつ・解体を委託された者が「と畜者」となる。

⑩ 荷受業者

荷受業者とは、出荷者から牛を引き受け、とさつまで牛を管理するする者をいう。

食肉卸売市場等でみられるように、荷受業者が「と畜者」と異なる場合、荷受業者は出荷者と牛を関連づける唯一の情報の管理者であることから、譲受け等について農林水産大臣への届け出が義務付けられている。

また、食肉卸売市場でみられるように、同一のと畜場において牛を譲り受ける「荷受業者」と「と畜者」がそれぞれ固定されている場合、両者の連名により、個体識別番号、譲渡し年月日、譲受年月日などの事項を届け出ることができる。

⑪ 販売業者

牛肉の販売を継続的に事業活動として行っている者。すなわち、食品衛生法の規定により、「食肉販売業者」の営業許可を受けて販売を行う者、または卸売市場法により許可を受けて卸売市場における卸売業務を行う者をいう。

⑫ 牛個体識別システム

1頭の牛ごとに重複することのない生涯唯一の個体識別番号により牛を識別・管理するシステムのこと。インターネットを利用して公表される牛の個体識別情報は、個体識別番号により入手できる。

⑬ 食肉標準物流バーコード

食肉標準物流バーコードは、部分肉のカートンおよび個別包装（シュリンクパック等）に貼付する物流ラベルに記載される全国共通のバーコードとして開発された。物流業務の効率化を図るとともに、カートン単位での情報追跡が可能となる。

現在、食肉標準物流バーコードではUCC/EAN-128体系が採用されている。この方式は、可変長データによって、従来よりも多くのデータが表示できることから、生鮮食品（食肉、野菜・果実、水産物等）の重量や加工年月日、加工規格、製造番号など、より詳細なデータの伝達のために使われている。商品管理、物流管理、業務管理などで「情報と物の一致」、「情報と物の対応づけ」をより平易で確実に実現する手法として評価されている。

⑭ (独)家畜改良センター

全国の牛個体識別番号のデータを管理する独立行政法人。生産農家からの届出により個体識別番号のほか、下記情報のデータを管理し、牛個体識別台帳を作成する。

これらの個体識別番号情報にはインターネットによりアクセスすることができる。

(インターネット・アドレス：<http://www.nlbcc.go.jp/>

または <http://www.lin.go.jp/>)

＜情報項目＞	備 考
1. 個体識別番号	
2. 出生年月日(または輸入年月日)	
3. 雌雄の別	
4. 種別	
5. 母牛の個体識別番号	輸入された牛は除く
6. 管理者(飼養者・所有者)の氏名(または名称)、住所、管理開始年月日、管理終了年月日	管理者の氏名・住所は当該者が同意した場合に限り公表
7. 飼養施設の所在地、飼養開始年月日、飼養終了年月日	都道府県名を公表
8. 異動内容、異動年月日	
9. と畜場名(名称)、所在地、と畜年月日(死亡または輸出年月日)	
10. 輸出・輸入国名、輸出・輸入者の氏名(または名称)、住所	

⑮ ハンディターミナル (以下、HTという)

耳標を読み込むバーコードリーダーの機能を持った、手で操作できる機器。読み込まれた個体識別番号を赤外線通信でパソコンに転送できる。

⑯ ID連携システム

ID連携システムとは、と畜場、家畜市場、農協、育成牧場および大規模農場などが管理する多数の牛の異動(移動、死亡、と畜)の届出を正確かつ迅速に行うために、HTを用いて、耳標や出生報告カード等のデータを読み取り、届出をするシステムのことである。

ID連携システムは、と畜場における個体識別番号の管理を支援する情報伝達手段として評価されている。

HTで読み取った複数の個体識別番号は一括して検索され、個体識別情報が迅速に収集され、照合される。また、(独)家畜改良センターからフィードバックされる最新の個体識別情報を効率的に活用することができる。

⑰ LOシステム

LOシステムは、(独)家畜改良センターが管理していると畜報告や出生報告のシステムで、と畜場はと畜報告のために利用することができる。インターネットを利用してLOシステムに登録することによって、と畜報告をID連携システムやFAXに代わってインターネットで送信することができる。(独)家畜改良センターは、中小規模のと畜場にLOシステムの利用を勧めている。

⑱ 原産地

牛の原産地表示はJAS法で定義されており、国産品は国産である旨の表示をする。ただし、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を原産地として表示することができる。この場合は、国産である旨の記載を省略することができる。

3. トレーサビリティ導入のために事業者が行う管理内容

(1) トレーサビリティ実施の基本的考え方

と畜者は、牛（生体）と牛肉の情報に関して重要な役割を果たしている。牛生体から枝肉までの牛肉の情報を追跡し、遡及できるように、**個体識別番号情報を管理しなければならない**。さらに牛肉に関する個体情報の信頼性向上、牛肉の安全性向上、業務の効率性向上に努める。

このためにと畜者は、と畜の処理工程ごとに牛（牛肉）の個体識別、と畜段階の新たな個体識別情報の作成、個体識別情報の照合、個体識別情報の記帳・保管を行う。なお、と畜段階では牛生体および枝肉は個体ごとの管理とし、ロット管理は行わない。

(2) 管理・保管すべき牛肉個体識別情報

- ① 生体受入にともなう情報
個体識別番号、搬入年月日、原産地、出荷者名（と畜申請者名）、出荷者所在地、生産者名（最終生産者名）、生産者所在地、種別、雌雄別、最終肥育地、生体重量
- ② と畜にともなう情報
個体識別番号、内部識別番号（と畜番号等）、と畜年月日、枝肉重量
- ③ 搬出・販売にともなう情報
個体識別番号、内部識別番号（と畜番号、枝肉番号等）、原産地、販売年月日、販売先名（搬出先名）、販売先（搬出先）所在地、枝肉重量

(3) 販売先に伝達すべき牛肉個体識別情報

個体識別番号または内部識別番号（と畜番号、枝肉番号等）

（注）内部識別番号（と畜番号、枝肉番号等）を用いた場合、それに対応する個体識別番号を書面で伝えることが必要である。また通常、販売・引渡し等の行為として販売年月日、原産地、枝肉重量等の情報を伝票等で引き渡すことが求められる。

(4) (独)家畜改良センターへ届け出るべき情報

〈と畜報告〉

- ① と畜者名、と畜者所在地、連絡先
- ② と畜場名、と畜場所在地、連絡先
- ③ 個体識別番号
- ④ と畜年月日
- ⑤ 譲受け等の相手方の氏名（名称）、連絡先

（注）「譲受け等の相手方」とは、該当牛を出荷した農家等を指すが、この農家等をにわかには特定することが難しい場合、牛の売買代行者等（出荷団体等）の氏名（名称）および連絡先で代えてもよい。

〈牛の死亡に関する届出〉

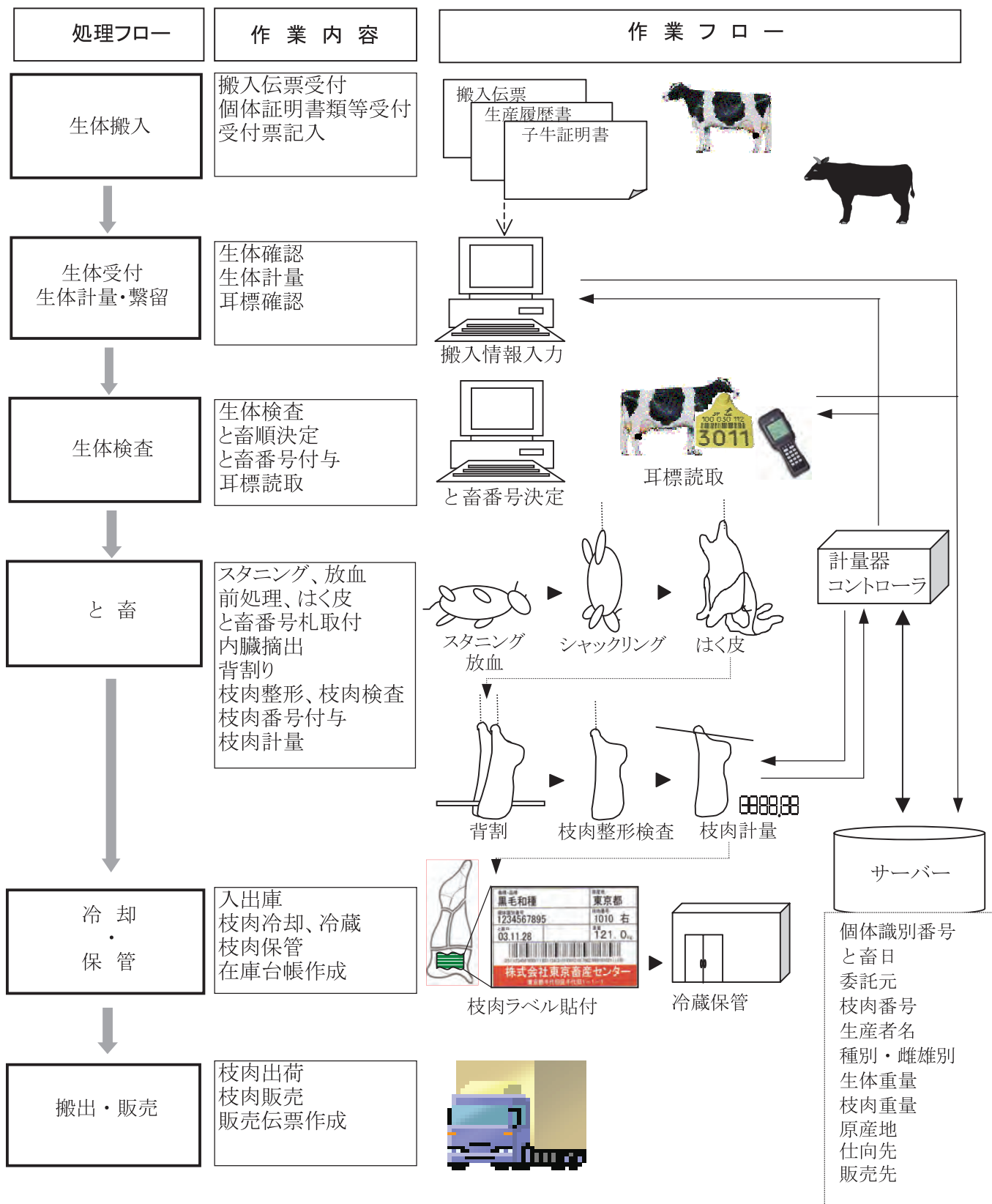
と畜場内で死亡（と畜による死亡を除く）した場合は、当該牛が死亡した時点での管理者である荷受業者ないしは出荷者（農家）が(独)家畜改良センターに死亡の届出を行う。

- ① 管理者名、管理者所在地、連絡先
- ② 個体識別番号
- ③ 死亡年月日

（注）荷受業者がと畜者と同一の場合は死亡届出を出荷者（農家）が行うこととなるので、と畜者はその旨を出荷者に伝えることが重要である。

(5) と畜処理フローとトレーサビリティ管理内容

① 生体搬入によると畜処理フロー



トレーサビリティ管理

<生体搬入>

- ア. 個体識別番号が記載された搬入伝票の確認・照合、保管
- イ. 個体を証明する書類(と畜場は任意で求めることができる)
- ウ. 搬入情報の記録・保管
(個体識別番号、搬入日、出荷者名、出荷者所在地、生体重量)
- エ. 個体識別情報の確認(原産地、種別等)

<生体受付、生体計量、係留>

- ア. 生体確認、耳標確認・照合
- イ. 受付番号の確認

<生体検査>

- ア. と畜順の決定
- イ. と畜番号の取付・確認
- ウ. と畜番号と耳標の個体識別番号の照合、確認
- エ. 耳標読取

<と畜>

- ア. 生体のと畜順の確認
- イ. と畜番号の確認
- ウ. はく皮後、と体にと畜番号札の取付
- エ. 背割り後、と畜番号ラベルの取付
- オ. 枝肉検査後、枝肉ラベル発行
- カ. 枝肉番号と個体識別番号の照合、記録・保管
- キ. 枝肉ラベルの貼付
- ク. と畜日、枝肉重量の記録・保管
- ケ. (独)家畜改良センターへのと畜の届出
(と畜者名、と畜者所在地、個体識別番号、と畜日、譲受先名、譲受連絡先)

<冷却・保管>

- ア. 枝肉ラベルの確認
- イ. と畜実績の記録・保管
- ウ. 入庫・出庫記録の作成

<搬出・販売>

- ア. 個体識別番号が記載された販売伝票の発行・保管
- イ. 枝肉販売情報の記録、保管
(個体識別番号、販売日、販売先、販売先所在地、枝肉重量)

4. と畜段階でのトレーサビリティ

(1) 生体受入工程

① トレーサビリティ管理内容と標準的手順

生体受入段階での作業内容に則して、トレーサビリティの管理内容と標準的手順を示す。

表4-1 トレーサビリティの管理内容

処理工程	作業内容	トレーサビリティの管理内容		
		個体の識別	情報の管理	情報の照合
受付窓口	- 搬入伝票の受付 - 個体証明書類受付	- 個体識別情報の確認（原産地、種別等） - 受付番号の確認	- 搬入情報（個体識別番号、搬入日、出荷者名、出荷者所在地、原産地等） - 受付票の記入、入力（搬入日、出荷者名、搬入者名等）	- 搬入伝票と受付票の個体識別番号の照合 - 搬入伝票と個体を証明する書類から個体情報を照合
生体計量・係留	- 受付番号の取付 - 生体重量計測	- 受付番号の確認 - 生体重量の確認	- 受付番号 - 生体重量	
生体確認・生体検査	- 受付担当による生体確認 - と畜検査員による生体検査 - と畜番号取付	- 生体のと畜順の確認 - 耳標装着の確認 - と畜番号の確認 - HTによる耳標読取 - 目視による耳標読取	- と畜番号 - HTによる個体情報の入手	- 個体識別番号とと畜番号の照合 - 受付番号とと畜番号の照合 - 搬入伝票の個体識別番号と耳標の個体識別番号の照合
追込み	係留場から誘導路への移動	と畜順の確認		

表4-2 トレーサビリティの標準的手順

処理工程	標準的手順	具体的取扱い方
受付窓口	ア. 出荷者から提出される個体識別番号が記載してある搬入伝票および個体を証明する書類の受付、確認、保管 イ. 搬入情報の記録、保管（個体識別番号、搬入日、出荷者名、出荷者所在地等） ウ. 個体識別情報の確認（原産地、種別等） エ. 個体識別番号が記載された受付票の作成	ア. ＜搬入情報＞ 出荷者名、出荷者住所、搬入日、搬入者名、種別、性別、生年月日、移動履歴の個体情報を入手する。 イ. ＜個体を証明する書類＞ 個体を証明する書類を求める場合がある。 ー和牛の例ー 生産履歴証明書、子牛登記書等 ーホルスタインの例ー 血統登録書（ホルスタイン）、人工授精・疾病記録表、個体識別台帳からの検索記録等 ウ. ＜原産地確認の方法＞ 生産履歴証明書や個体識別情報検索等で最長飼養地を確認する。 エ. ＜個体識別情報の確認＞ 個体識別番号によって（独）家畜改良センターの個体識別情報を入手し、種別、原産地表示、仕入先名などを確認する。
生体計量・係留	オ. 生体への受付番号札の取付、確認 カ. 生体重量の記録・保管	オ. ＜受付番号表示の事例＞ 生体に受付番号札を取り付け、スプレーペンキなどで受付番号を補助的に記入する。 カ. ＜生体受付＞ 耳標がついていない生体は受付けることができない。
生体検査・生体確認	キ. と畜順の決定 ク. と畜番号の確認 ケ. と畜番号と耳標の個体識別番号の照合 コ. HTないしは目視による耳標の個体識別番号の読取、記録 サ. 読取った個体識別番号とと畜番号の照合	キ. ＜耳標読取の方法＞ 耳標のバーコードをHTで読み取る場合、一般には、10cmから30cm離して読み取る。 ク. ＜耳標目視の記録＞ 目視による場合、直ちに受付票や生体受付記録簿に個体識別番号を記録する。 ケ. ＜耳標装着がない場合＞ 耳の疾病、輸送中の脱落等により耳標の装着はないが、個体と個体識別番号の一致が確認できる場合、首輪・ペンキ等で個体識別し、受け付けすることができる。
追込み	シ. と畜順の確認	

② 伝達・表示例

ア. 帳票類

(ア) 搬入伝票の例

個体識別番号を記載した伝票を使用する。

肉牛出荷明細書										
生産者名		搬入者名		合計頭数		頭				
※生産者記入				※守衛記入				※営業課記入		
出荷月日	と畜日	と畜順番	耳標番号	品 種	性 別	備 考	守衛受付 No.	校肉 No.	生体重	

個体識別番号

肉 牛 搬 入 明 細 書
殿 下記の通り出荷いたします

出荷月日 年 月 日
出荷農協名

共進会・勉強会の名称を記入				共進会		勉強会		運搬者名			
受付No.	毛狩	支所	出荷者	車両区分	品種	性別	生体重	耳 標		適用	月 齢
			コード			ヌメオ経 キスス産	JP	基金			
			コード			ヌメオ経 キスス産	JP	基金			
			コード			ヌメオ経 キスス産	JP	基金			
			コード			ヌメオ経 キスス産	JP	基金			
			コード			ヌメオ経 キスス産	JP	基金			

(イ) 生産履歴証明書の例

個体識別番号が記載された生産履歴証明書の提出を求める場合。

生産履歴証明書													
個体識別番号				出荷月日				平成 年 月 日					
基金番号				出荷月齢									
と畜月日		平成 年 月 日				枝肉№							
と畜場名													
最終肥育者		住 所				住所 出荷者と最終肥育者が異なる場合に記入							
		氏 名				出荷者氏名							
出荷牛 情報		品 種		①黒毛和種 ②褐毛和種 ③日本短角種 ④無角和種 ⑤黒毛×褐毛 ⑥和牛間交雑種 ⑦肉専用種 ⑧ホルスタイン種 ⑨ジャージー種 ⑩乳用種 ⑪交雑種									
		性 別		去勢 ・ めす ・ 経産 ・ おす									
		生年月日		平成 年 月 日									
		導入月日		平成 年 月 日		自家産 ・ 導入 (育成牛 ・ 子牛)							
移動履歴		出生地		育成地 1		育成地 2		子牛市場		肥育地 1		最終肥育地	
県 名													
農家名													
出生・転入年月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月	
備 考													

注) 上記の移動履歴に追加がある場合は、備考に記入。

給与した 主な飼料		飼料名		製造者	
		配合飼料			
		配合飼料以外の飼料			
		粗飼料			

動物用医薬品の休薬期間を遵守していますか。 チェックしてください。		はい
--------------------------------------	--	----

当農場において飼養した上記出荷牛には、省令で禁止されている飼料（肉骨粉など）を一切給餌していません。また、この牛の販売時にこの証明書の公開に同意します。

出荷者氏名

印

家畜個体識別システムの移動履歴を確認しました。

JA名 ○○農業協同組合 担当者名 (

) 印

(JAグループの例)

(ウ) 出荷牛育成履歴申告書の例

個体識別番号が記載された出荷牛育成履歴証明書の提出を求める場合。

出荷牛育成履歴申告書

出 荷 者		〒	□□□□	-	□□□□	住所							
	ID	□□□□□□□□□□	氏名						印				
畜 主		〒	□□□□	-	□□□□	住所							
	ID	□□□□□□□□□□	氏名						印				
個体識別番号(JP)			□□□□	-	□□□□	毛刈	□□□□						
産地 コード	□□		都府 道県	飼料給与		□	有	□	無	※ 肉骨粉を含む飼料の使用の有無			
※ 最長飼養地を記入する事。 家畜改良センターのデータと一致する事。													
種別区分	父	□□	01.ホルスタイン種		05.褐毛和種		10.和牛間交雑種(08以外)						
	×		02.ジャージー種		06.日本短角種		11.肉専用種(04~10以外)						
牛	母	□□	03.交雑種(肉専用種×乳用種)		07.無角和種		12.乳用種(01及び02以外)						
			04.黒毛和種		08.黒毛和種×褐毛和種								
性別	牝	□	去勢	□	雄	□	生年月日	□□□□	年	□□	月	□□	日
繁殖者			〒	□□□□	-	□□□□	住所						
氏名													
と畜申告者名							出 荷 区 分	□	と畜				
と畜場	□□□□							□	指定と場				
と畜日付	□□□□	年	□□	月	□□	日		□	一般搬入				
と畜番号							□□□□□□□□						
記入欄													
上場日付							上場番号	□□□□□□□□					

(食肉卸売市場の例)

(エ) 子牛登記書の例

和牛の場合は子牛登記書等によって確認することが望ましい。

耳標番号 42-924395

黒毛和種 子牛登記		左雄 平成 年 月 日生		登録記号番号 発行年月日 育種価年 育種価月 育種価日	
発行支部名 (支所)	()	父 黒原 2142 (84.0) 間検 1.00 2.6 育種価AAAAAA		08育種 産検 直検 間検 S49	
問合せ番号		母 黒 1933193 (81.7)		曾祖父 黒 8994 (79.5) 黒高 280 (78.4)	
検査年月日		祖母 黒原 569809 (79.2) 黒高 128375 (80.0)		曾祖父 黒原 108 (80.1) 黒青 40 (82.3)	
検査委員		祖父 黒原 2134 (83.8)		曾祖父 黒原 287 (80.5) 黒青 134 (84.7)	
預付年月日		祖母 黒原 598235 (81.2) 黒高 126648 (81.2)		曾祖父 黒原 512 (81.0) 黒青 110 (83.7)	
人工授精師氏名		繁殖者 (管理者)		県 (4208201-)	
須微	鼻紋	和牛改良組合認定番号		個体識別	
		生時体重 Kg		セリ年月日 セリ番号 セリ体重 価格	

(オ) 受付票の例

(食肉卸売市場の例)

生体の受付票への個体識別番号の記載。

肉牛等受付帳										
年 月 日										
受付 番号	と畜 番号	仕入先区分	畜種 区分	出荷者(生産者)		品種	性別	産地名	年齢	個体識別番号
				コード	出荷者名					

牛と畜受付票

平成 年 月 日

No.

受付 番号	と畜 No	農協名	生産者名	耳 標				生年月日(月齢)	品種	性別	生体重量	備 考
				種類	産地	個体 識別番号	固有耳標					
1												
2												

イ. その他

(ア) 耳標等の例



(食肉卸売市場の例)

と畜番号札

耳標



(食肉卸売市場の例)

生体にかかれたと畜番号



(食肉卸売市場の例)

(イ) ハンディターミナルの例

ハンディターミナルで耳標番号を自動的に読み取る。



(食肉センターの例)

(ウ) と畜番号札の例

と畜番号札は、くり返し使用可能な札を準備しておく。



(食肉センターの例)



(食肉センターの例)

(2) と畜工程

① トレーサビリティの管理内容と標準的手順

と畜工程での作業内容に則して、トレーサビリティの管理内容と標準的手順を示す。

表4-3 トレーサビリティの管理内容

処理工程	作業内容	トレーサビリティの管理内容		
		個体の識別	情報の管理	情報の照合
生体誘導	・ 誘導路から処理室への誘導	・ 生体のと畜番号順の確認		
スタニング	・ スタニング	・ と畜番号の確認		
放血	・ のど刺し放血 ・ と体懸垂放血			
前処理	・ 食道結紮 ・ 肛門結紮 ・ 頭部はく皮、切断 ・ 足切断			
はく皮・内臓摘出	・ 胸割 ・ はく皮 ・ 腹部切開 ・ 内臓摘出 ・ 脊髓吸引	・ と体へのと畜番号ラベル取付、確認		
背割	・ と体の2分体処理	・ と体の左右確認		
仕上	・ 枝肉整形 ・ 枝肉洗浄			
計量	・ 枝肉計量	・ 枝肉番号の取付 ・ 枝肉ラベル確認	・ 枝肉番号 ・ と畜日 ・ 枝肉重量	・ 枝肉番号と個体識別番号との照合表

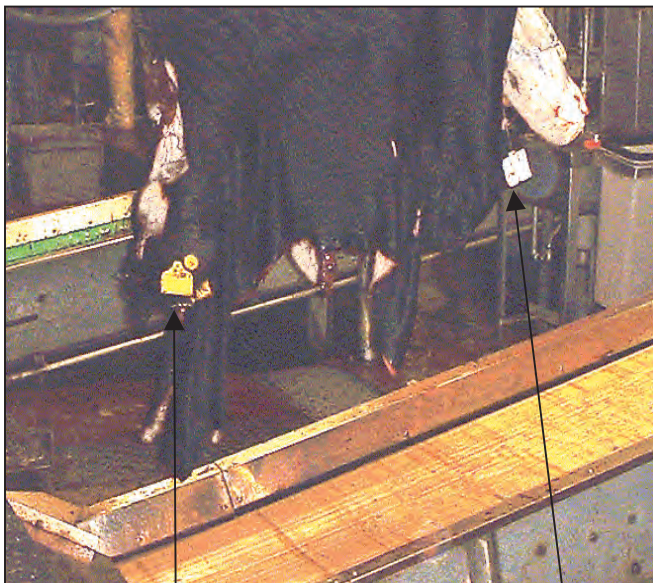
表4-4 トレーサビリティの標準的手順

処理工程	標準的手順	具体的取組み方
生体誘導	ア. と畜順にと畜番号の確認	
スタニング	イ. と体へのと畜番号札の取付	ア. <と畜番号札の再取付> とも綱や首に巻かれていたと畜番号札がスタニングで生体から離れるとき、直ちに、そのと畜番号札を食道の筋や足に輪ゴム等で再度取り付ける。 枝肉計量までと畜番号札がと体に取り付けられる。
放血	ウ. と畜番号札の確認	イ. <と畜順の確保> 解体用レールにと体を懸垂することにと畜順を確保しても、と畜番号は番号札等で明示する。
前処理		ウ. <と畜処理後の耳標読取> と畜後に耳標を洗浄し、改めてH Tで読み取ることも可能である。
はく皮・内臓摘出	エ. と体洗浄後、と畜番号ラベルの取付	エ. <耳標、と畜番号札がと体から離れるときの処理> 原皮が剥がれると、耳標、と畜番号札がと体から離れ、空白時間が生まれるので、事前に、と畜番号ラベル、と畜タグ(と畜番号札)を用意し、直ちにと体に取り付ける。 オ. <解体レールでの管理> 解体レールの速度を調節し、と畜番号ラベルの取付確認する。解体レール上にICチップを埋め込んでと畜順を確保している例もある。 カ. <と畜番号札の消毒> と畜前に使用していたと畜番号札をそのまま付ける場合は、消毒してから使用する。
背割	オ. と体の左右確認 カ. と畜番号ラベルの確認	
仕上		
計量	キ. 枝肉番号の取付 ク. 枝肉検査後、枝肉ラベルの発行 ケ. 枝肉番号と個体識別番号の記録、照合 コ. 枝肉の左右に枝肉ラベルの貼付 サ. と畜日、枝肉重量の記録・保管	カ. <枝肉ラベルの貼付> 枝肉ラベルには、個体識別番号、と畜日、枝肉番号、左右区分、と畜者、枝肉重量を表示する。 翌日計量の場合には、台紙を貼っておき、翌日に枝肉ラベルを貼付する。当日計量であれば、そのまま枝肉ラベルを貼付する。 キ. <枝肉バーコードの利用> 処理頭数が多いと畜場は、個体識別番号や枝肉情報をバーコードの表示をして管理できるようにすることが望ましい。 ク. <個体識別番号の記載のない枝肉ラベルの利用> 枝肉番号のみ記載の場合は、個体識別番号と枝肉番号の一覧表を作成し、添付、照合、保管する。

② 伝達・表示例

ア. はく皮時の耳標と枝肉タグの例

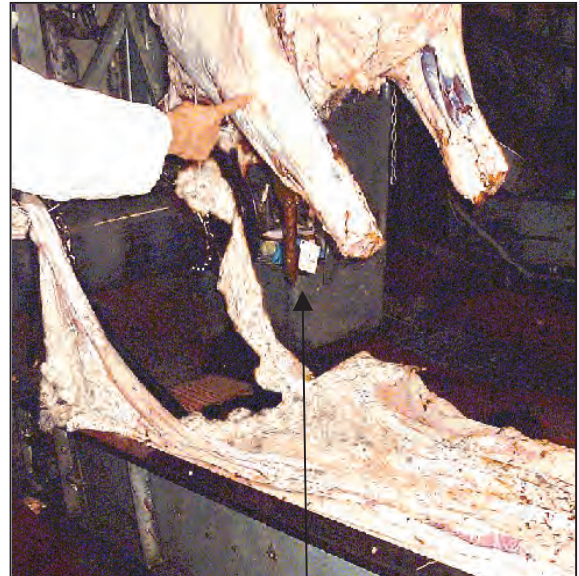
耳標が取り除かれるはく皮前に枝肉タグを取り付けて、と体の混同を防ぐ。枝肉タグは枝肉の冷却・保管まで取り付ける。



(食肉卸売市場の例)

耳標

枝肉タグ

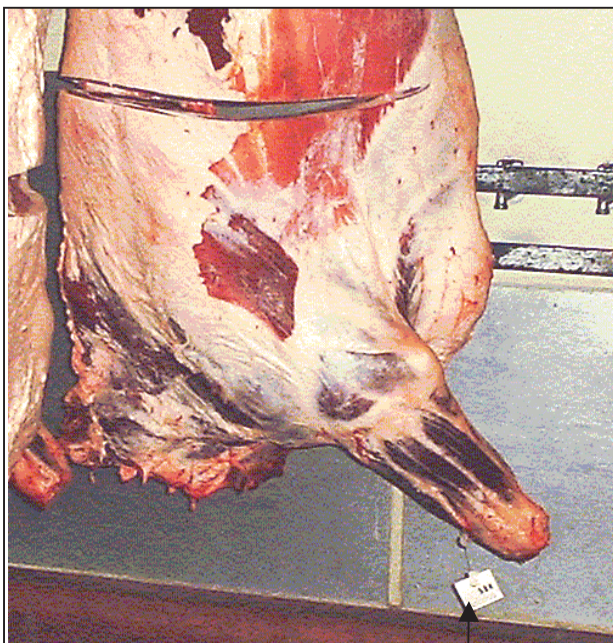


(食肉卸売市場の例)

枝肉タグ

イ. 枝肉タグの例

簡単に差し込めるプラスチック製の枝肉タグを前肢の筋に取り付けている。



(食肉卸売市場の例)

枝肉タグ



(食肉卸売市場の例)

枝肉タグ

ウ. 3枚つづりと畜番号ラベルの例

3枚つづりのと畜番号ラベルを予め机の上に用意して、と体にと畜番号ラベルを貼付する。大きい数字の番号札を枝肉に取り付け、他は頭部と内臓に貼付する。



と畜番号ラベル

(食肉センターの例)

エ. 計量ラベルの例



左右区分

枝肉重量

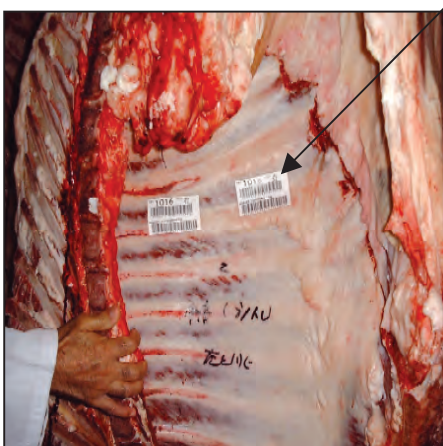
枝肉番号

枝肉ラベル

(食肉センターの例)

オ. 枝肉ラベルの付いた枝肉

枝肉ラベルは半丸ごとに腹側の左右のよく見える場所に貼付する。



(食肉センターの例)



(食肉センターの例)

(3) 冷蔵保管・搬出・販売工程

① トレーサビリティの管理内容と標準的手順

冷蔵保管、販売工程での作業内容に則して、トレーサビリティの管理内容と標準的手順を示す。

表4-5 トレーサビリティの管理内容

処理 工程	作業内容	トレーサビリティの管理内容		
		個体識別	情報の作成	情報の照合
冷却 保管	・枝肉の冷却・冷蔵 ・枝肉の保管	・枝肉ラベルの確認		
搬出 ・ 販売	・枝肉搬出 ・枝肉販売	・枝肉番号の確認 ・個体識別番号の確認	・枝肉重量 ・販売先 ・販売先所在地 ・販売日	・個体識別番号と枝肉番号 ・枝肉重量の照合 ・販売先の照合 ・販売日の照合

表4-6 トレーサビリティの標準的手順

処理 工程	標準的手順	具体的取組み方
冷却 保管	ア. 枝肉ラベルの確認 イ. と畜実績の記録・保管 ウ. 入庫・出庫記録の作成	
搬出・ 販売	エ. 個体識別番号の記入された販売伝 票の発行・保管 オ. 枝肉販売情報の記録・保管	ア. <個体情報の記録・保管> 枝肉重量、販売先、販売先所在地、販売日など の新たな個体情報を記録・保管する。

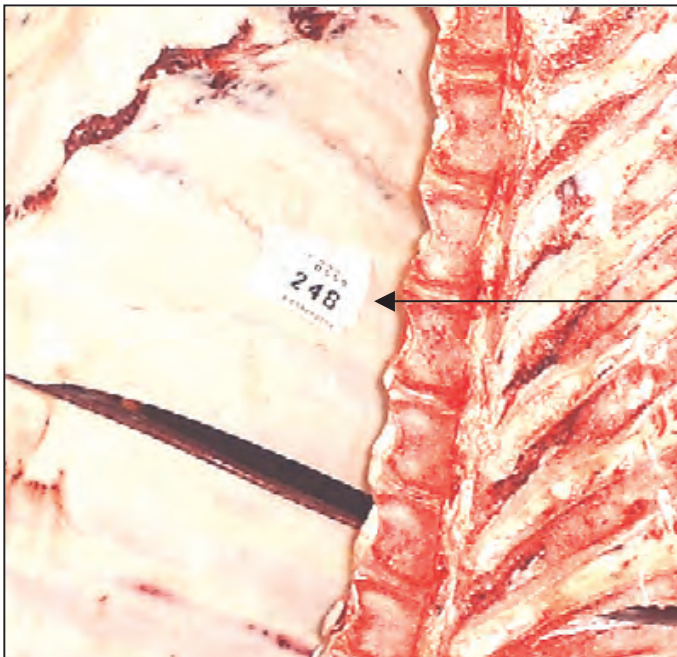
② 伝達・表示例

枝肉ラベルの付いた枝肉の冷蔵・保管



枝肉タグ

(食肉卸売市場の例)



枝肉ラベル

(食肉卸売市場の例)

5. と畜段階での情報の伝達、表示、管理・保存

(1) 情報の伝達

と畜者および荷受業者は、と畜段階で個体識別情報を(独)家畜改良センターに報告し、搬出・販売工程で枝肉販売情報を搬出・販売先へ伝達する。以下、この情報伝達の標準的手順を示す。

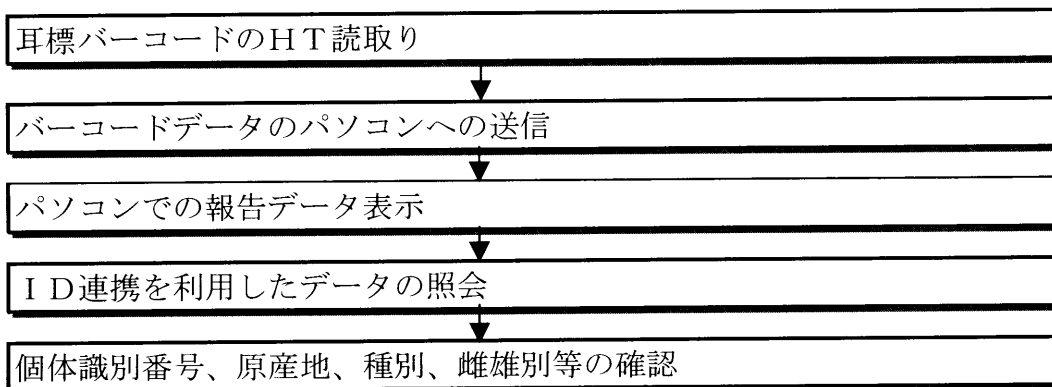
① (独)家畜改良センターへの個体識別情報の報告

と畜者は(独)家畜改良センターに個体識別番号や生体情報の確認、と畜の報告を行い、と畜報告の修正が必要な場合には修正報告を行う。**と畜報告は、原則として、と畜から3日以内に行うことが求められている。**(独)家畜改良センターへの標準的情報伝達を、以下に示す。

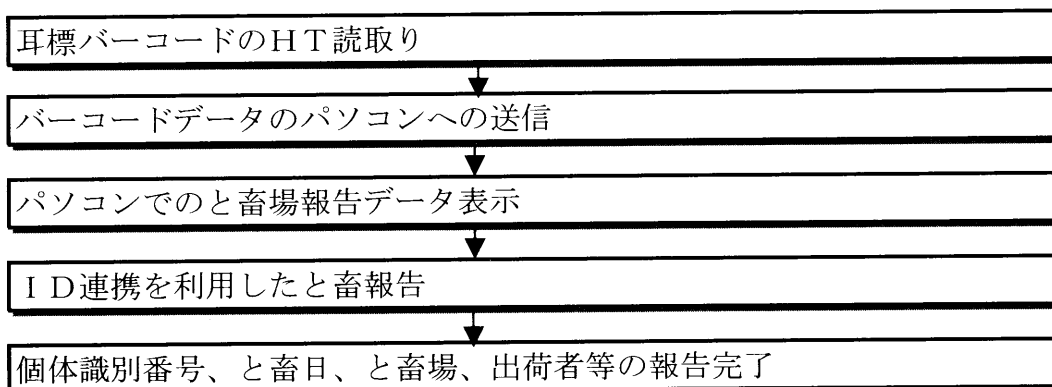
ア. 主に情報機器による報告

(ア) I D連携

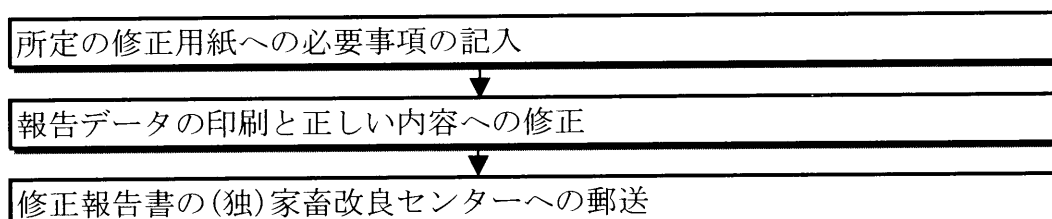
a. 生体受入段階での個体識別番号、原産地などの確認の手順



b. と畜報告の手順

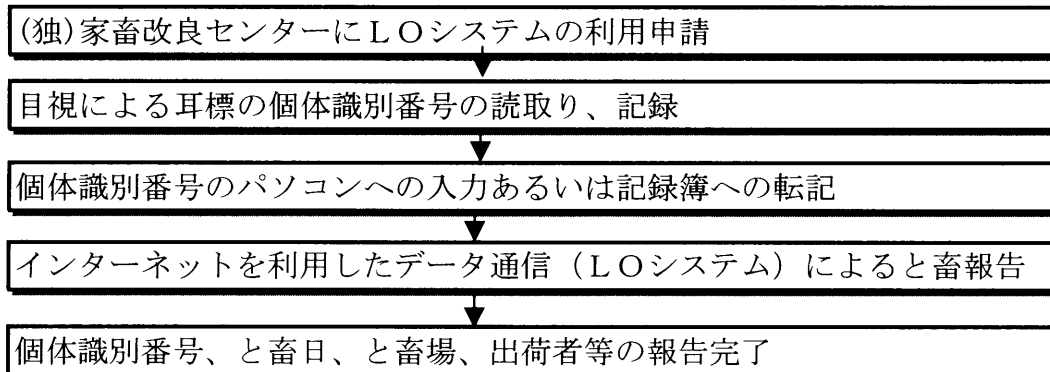


c. と畜報告の修正の手順



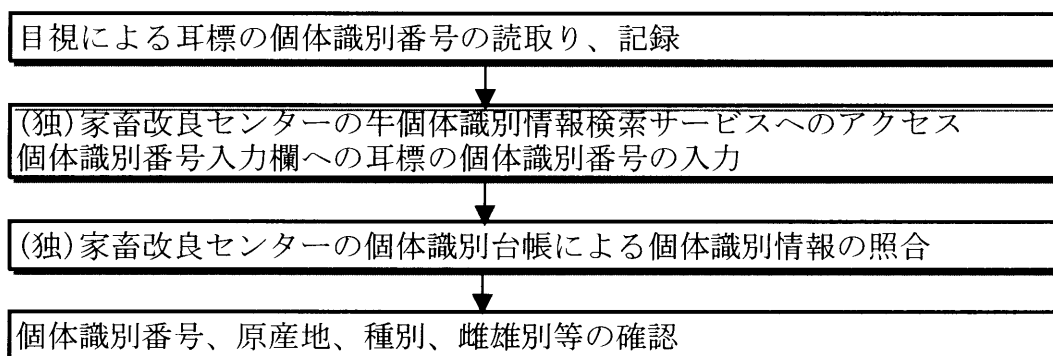
*** 問合せ先：(独)家畜改良センター 個体識別部 0248-25-2618**

(イ) L Oシステム（と畜報告）

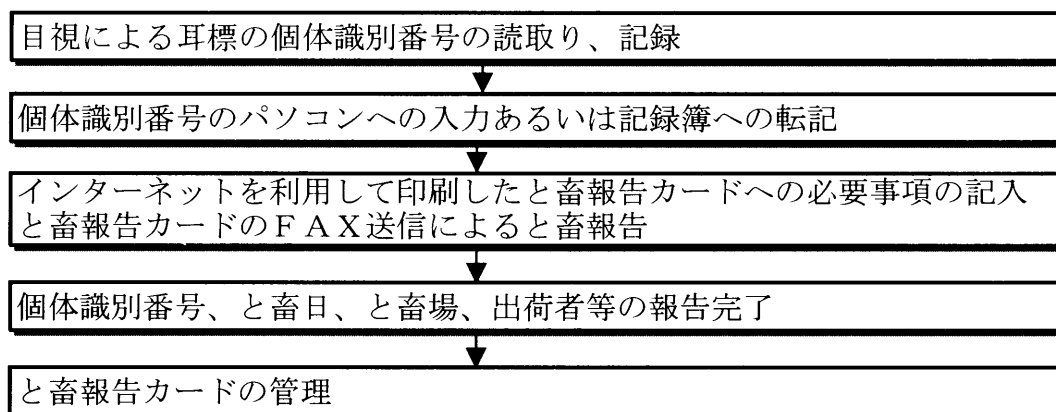


イ. 主に手書きによる報告

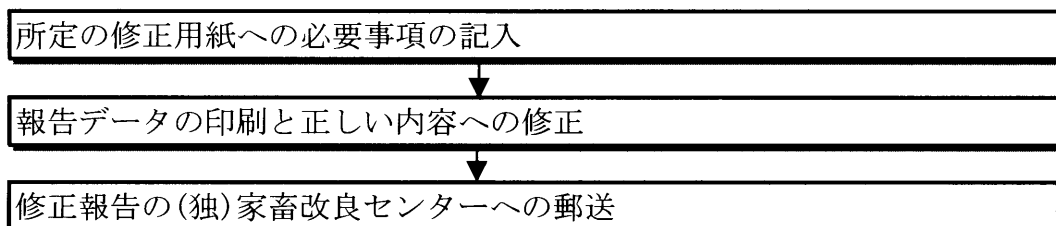
a. 生体受入段階での個体識別番号、原産地などの確認の手順



b. と畜報告の手順



c. と畜報告の修正の手順



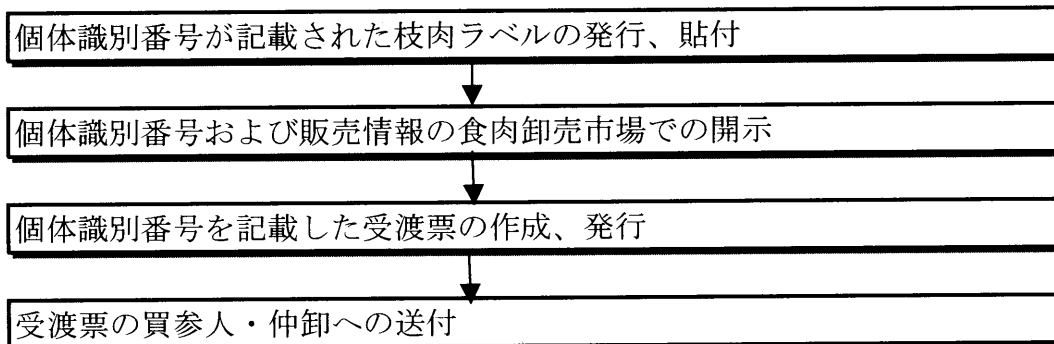
② 搬出先・販売先への個体識別番号、個体情報の伝達方法

ア. 情報伝達方法

(ア) 市場併設の場合(卸売市場がと畜場に併設されている場合)

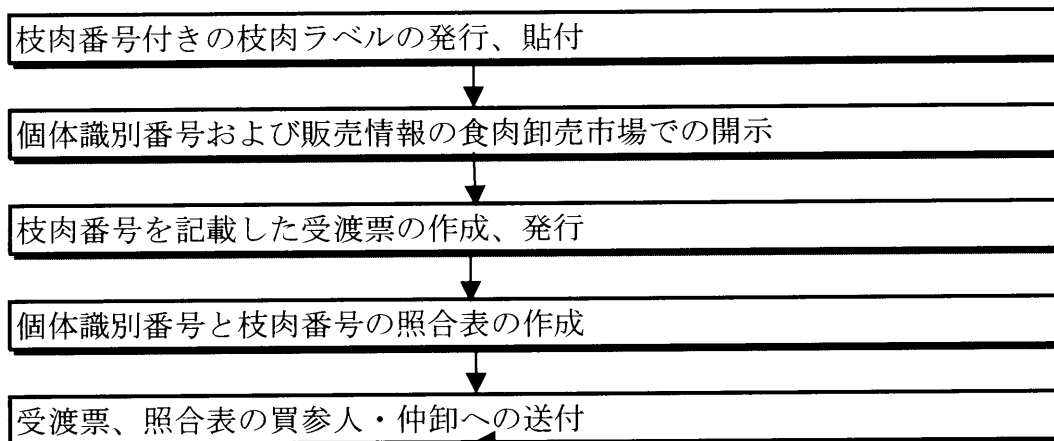
食肉卸売市場等における枝肉の市場販売では、荷受業者が種別、雌雄別、枝肉重量、個体識別番号、格付け、原産地などの個体情報を、買参人や仲卸に伝達する。

a. 枝肉ラベルに個体識別番号が記載されている場合



(注)受渡票は電子媒体を利用して伝達する場合もある。

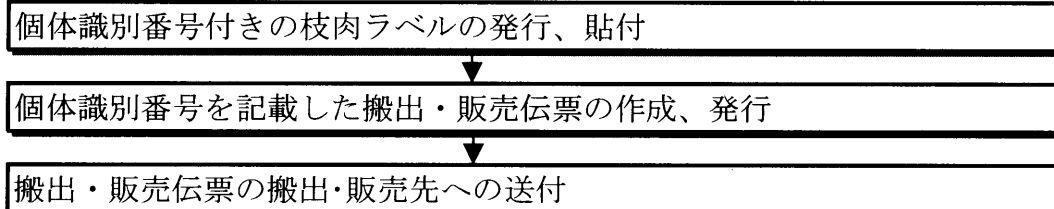
b. 枝肉ラベルに枝肉番号のみが記載されている場合



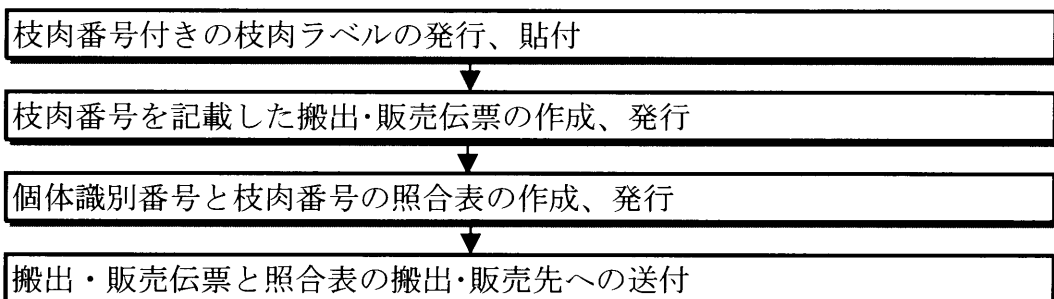
(イ)と畜・販売が一体的に行われる（と畜者がと畜・解体・枝肉搬出・販売まで行う）場合

相対販売の場合は、と畜者は枝肉ラベルや販売伝票によって、販売情報を販売先に伝える。

a. 枝肉ラベルに個体識別番号が記載されている場合



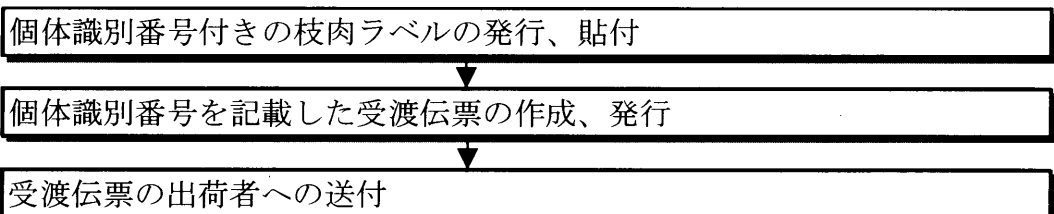
b. 枝肉ラベルに枝肉番号のみが記載されている場合



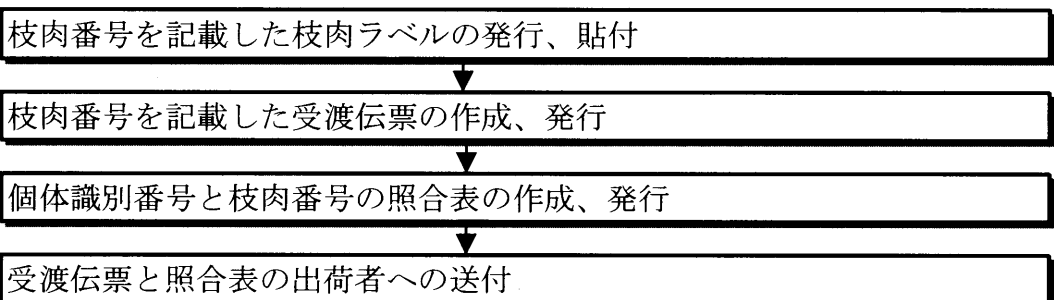
(ウ)委託と畜の場合（と畜者が委託と畜のみを行う）

委託と畜の場合は、と畜者は出荷者が持ち込んだ牛をと畜し、枝肉を出荷者に渡す。

a. 枝肉ラベルに個体識別番号が記載されている場合



b. 枝肉ラベルに枝肉番号のみが記載されている場合



イ. 販売伝票類の例

販売伝票や受渡伝票等に個体識別番号・内部識別番号(枝肉番号、上場番号等)を記載して、枝肉に貼付された個体識別番号と照合できるようにし、販売伝票等と個体識別番号の照合表の一体化を図ることが望ましい。

(ア) 販売伝票の例

平成 年 月 日 番 殿 ○△県食肉卸売市場
毎度ご利用いただきありがとうございます。

頭数	枝肉番号	個体識別番号	原産地	種別	格付	瑕疵	枝肉重量			単価	金額
								左	右		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
合計						kg	kg	kg	頭	円	
消費税額(%)						円	請求金額			円	

(イ) 受渡票（食肉卸売市場）の例

牛

受渡票(買受人照合用)

上場番号	と畜番号 枝肉番号	品種	性別	等級	重量(kg)			単価 (円)	金額 (円)	売渡先	出荷者	出荷者
					右	左	合計					
2004	10-970	和牛	ヌキ	A5	241.0	243.0	484.0	3050	1476200	18		

個体識別番号: 1045177276

(ウ) 販売管理票の例

	畜種コード	上場番号	と畜番号	品種コード	性別コード	等級	枝肉重量(kg)			枝肉単価 (円)	合計金額 (円)	瑕疵	個体識別番号
							右	左	合計(kg)				
月日	1	2004	822	11	21	A4	255.0	255.0	510.0	1953	1,045,832		1045987633
月日	1	2009	827	11	11	A5	279.0	277.0	559.0	1993	1,169,791		1059582933
月日	1	2011	830	11	11	B3	235.0	236.0	471.0	1559	771,003		1234567890
月日	1	2016	835	11	11	A4	277.0	279.0	556.0	1790	1,045,002		2468013579
月日	1	2022	842	11	11	A3	229.0	230.0	459.0	1578	760,517		1480247953

(畜種コード) 1: 和牛 2: 国産牛

(品種コード) 11: 黒毛和種

(性別コード) 11: 雄去勢 12: 雄非去勢 21: 雌経産 22: 雌未經産

(2) 情報の表示

① 枝肉ラベルのバーコード表示例

食肉標準物流バーコードは、部分肉物流ラベルに全国共通のバーコードを表示することにより、物流業務の効率化を図りカートン単位での情報追跡を可能とすることを目的として開発された。なお食肉標準物流バーコードの体系は、UCC/EAN-128を採用している。

ここでは、そのバーコード体系で枝肉バーコードを作成し、枝肉流通に活用することを想定している。情報と物の一致というトレーサビリティ管理が、個体識別番号の記載された枝肉ラベルによって効率的に行われ、情報の追跡性の確保とともに物流業務の効率化が図られる。(巻末資料に標準品名コード・商品属性コードの一覧表を載せている)

畜種・品種 黒毛和種		原産地 東京都
個体識別番号 1234567895		枝肉番号 1010 右
と畜日 03.11.28		重量 121.0 kg
 (251)1234567895(11)031128(3101)001210(7002)99910102111130		
株式会社東京畜産センター 東京都千代田区千代田1-1-1		


 (251)1234567895(11)031128(3101)001210(7002)99910102111130 0

(251) 1234567895
 ↑
 個体識別番号

(11) 031128
 ↑
 と畜日(YMMDD)

(3101) 001210
 ↑
 重量(少数1桁)

(7002) 999
 ↑
 工場番号

1010
 ↑
 枝肉番号

2
 ↑
 畜種

1
 ↑
 品種

11
 ↑
 原産地

13
 ↑
 JAS区分

0
 ↑
 左右区分

項目	A I	桁数	記載方法
個体識別番号	251	10	(独)家畜改良センターが付番管理している個体識別番号(耳標番号)を表示する。
と畜日	11	6	と畜した日を西暦(下2桁)+月(2桁)+日(2桁)で表示する。
重量	3101	6	少数点以下1桁までキログラム単位で表示する。
枝肉番号	7002	可変長 最大 30桁	以下の14桁とする。 工場番号(3桁)+枝肉番号(4桁)+左右区分(1桁)+畜種(1桁)+品種(2桁)+原産地(2桁)+JAS区分(1桁) JAS区分は、生産情報公表牛肉であることを表す(0:一般、1:JAS規格)。

② 原産地表示

牛の原産地表示は、J A S 法で定められ、国産または原産国で表示する。ただし、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を原産地として表示することができる。この場合は、国産である旨の記載を省略することができる。2ヶ所以上で飼養された牛の原産地表示は、当該牛がもっとも長い期間にわたって飼養された地名を表記する。

例：「〇〇県産和牛」

③ 種別の表示

枝肉取引や枝肉管理で必要とされる商品区分は、下記の3～4区分を原則とする。

例：「和牛」「交雑牛」「国産牛」の3区分
「和牛」「交雑牛」「乳用種」「国産牛」の4区分

*牛生体の種別区分は、牛個体識別台帳では、11区分となっている。

④ 種別表示例

区分	牛個体識別台帳の情報 (生産者の届け出)	と畜段階 枝肉卸売段階 (セリ表示)		部分肉製造・ 部分肉卸段階 (ラベル表示)	小売段階 精肉パック製造含む (ラベル、プライ スカード表示)
		表示例 Ⅰ	表示例 Ⅱ	表示例	表示例
1	a. 黒毛和種	両親の 掛け 合わせの 内容で表 現	和牛	和牛	和牛
2	b. 褐毛和種				
3	c. 日本短角種				
4	d. 無角和種				
5	e. a×bと a b×(a・b)		和牛間 交雑種	和牛間 交雑種	和牛間 交雑種
6	f. 和牛間交雑種 (a c、a d、b c、b d)と (a c・a d・b c)× (a・b・c・d・e)				
7	g. 肉専用種				
8	h. ホルスタイン種				
9	i. ジャージー種		肉用種	種別表示せずに 「国産牛」の表示	種別表示せずに 「国産牛」の表示
10	j. 乳用種				
11	k. 交雑種 (a～g)×(h～j)		交雑種	交雑種	交雑種

・上記5の a b×(a・b) とは、a b×a と a b×b を表現している。

・と畜段階での掛け合わせの内容表現・・・例： 黒毛和種×ホルスタイン (a×h)

●各段階で11区分を表示して流通してもよい。

(と畜段階から消費に至るまで、表示・伝達される個体識別番号によって、当該牛肉の種別区分(11区分)を把握できる。ただし、e. は種別名がないので掛け合わせの内容、すなわち両親の種別などで示すこととなる。)

●種別区分の表示・記載については、全国食肉公正取引協議会で議論されており、公正取引委員会で認められてから決定される事項である。

●食肉市場での表示については、(社)日本食肉市場卸売協会でも検討されている。

⑤ 個体識別台帳の情報項目と各段階での表示の関係は下記の一覧表の通り

牛個体識別台帳 の情報項目	牛個体識別台帳 の情報 (公表の有無・内容)	と畜段階 枝肉卸売段階 (セリ表示等)	部分肉製造・ 部分肉卸段階 (ラベル表示等)	小売段階 精肉パック製造含む (ラベル表示等)
①飼養施設の所在地、飼養開始年月日、飼養終了年月日	飼養施設の都道府県名 飼養開始年月日 飼養終了年月日	I. 飼養施設の うち最長の 施設所在の 都道府県名	I. 都道府県名	I. 都道府県名
		II. 国産	II. 国産	II. 国産
		II. 地名を冠した 銘柄名 (上記 I. の要件 を満たす)	III. 地名を冠した 銘柄名	III. 地名を冠した 銘柄名
②雌雄別	雌雄の別 (オス・メス)	オス・メス・ (去勢)	表示しなく てもよい	表示しなく てもよい
③出生年月日	出生年月日	表示しなく てもよい	表示しなく てもよい	表示しなく てもよい
④種別	詳細は前述			
⑤母牛の個体識別 番号	当該牛を出産した雌牛 の個体識別番号	表示しなく てもよい	表示しなく てもよい	表示しなく てもよい
⑥管理者(飼養者・ 所有者)の氏名、 住所、管理開始 年月日、管理終了 年月日	管理開始年月日 管理終了年月日 管理者氏名、住所は当 該者が同意した場合に 限り公表	表示しなく てもよい	表示しなく てもよい	表示しなく てもよい
⑦異動内容	異動年月日	_____	_____	_____
⑧と畜場名、所在 地、と畜年月日	と畜年月日	と畜年月日 と畜場名	表示しなく てもよい	表示しなく てもよい
⑨輸出・輸入国名 、輸出・輸入者の 氏名、住所	輸出入年月日 輸出入国名	_____	_____	_____

(3) 情報の管理と保存

① 工程別の保存帳票類

トレーサビリティを構築するために必要な情報管理は、日常の業務管理(仕入、処理、販売)と一体となって行われる。と畜者は、牛肉に何らかの事故が起こった場合には、正確な情報が迅速に取り出せるように、これらの情報と個体識別番号を対応づけて、記帳、保存する。

牛肉のと畜段階で管理すべき情報の記録は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間は保存しなければならない。

なお、閉鎖する時期や保存する期間は事業者の事業(会計)年度に合わせることでよい。

	情 報	帳 票 類	管理の視点
生体受入工程	管理すべき情報 個体識別番号 搬入日 出荷者名、所在地 生体重量 必要とされる生体情報 個体識別番号 種別 性別 生年月日 原産地 母牛個体識別番号 管理者名、所在地 付加情報 給与飼料 合計搬入頭数	保存すべき帳票類 仕入台帳 仕入明細表 仕入集計表 搬入伝票など 補助帳票類 生体情報管理簿 生体履歴書	個体識別番号、と畜番号を記載した仕入帳票類を作成する。とくに個体識別番号が記載された仕入台帳の作成が望まれる。 仕入帳票として個体識別番号が記載された搬入伝票類を整理する。 と畜報告の証拠となる書類を保存する。 情報保存書類は、個体識別番号と照合して、紙、電子データで保存する。
と畜工程	管理すべき情報 個体識別番号 と畜日	作業日報	と畜番号を記載した作業日報を作成する。
搬出・販売工程	管理すべき情報 個体識別番号 枝肉重量 販売日 販売先、所在地 と畜者、所在地 販売情報 個体識別番号 枝肉番号 枝肉重量 と畜者、所在地 原産地 種別 性別 合計枝肉重量	保存すべき帳票類 販売台帳 在庫台帳 枝肉出来高表 販売集計表 販売伝票など 補助帳票類 販売情報管理簿	個体識別番号、枝肉番号を記載した販売帳票類を作成する。とくに、個体識別番号が記載された販売台帳の作成が望まれる。 販売帳票類は個体識別番号が記載された販売伝票等を整理する。 情報保存書類は、個体識別番号と照合して、紙、電子データで保存する。

② 保存すべき帳票類の例

搬出台帳の例を以下に示す。

肉牛・枝肉搬出台帳

解体日		委託元		仕向先		時間帯	
2004年3月10日		1001	県経済連	1002	県経済連	1	時間内

No	枝肉番号	生産者	種別 性別	個体識別 番号	生体 重量 (kg)	左右	枝肉重量 (kg)	水引後 重量 (kg)	水引後 合計重量 (kg)	歩留り (%)	原産地
1	1102	6803	交雑種 去勢	1023456789	640	左 右	206.5 200.0	200.3 194.0	394.3	61.6	○△県産
2	1103	6803	交雑種 去勢	1023456799	433	左 右	134.5 132.0	130.5 128.0	258.5	59.7	○△県産
3	1104	6857	交雑種 去勢	1023456791	441	左 右	136.0 135.5	131.9 131.4	263.3	59.7	○△県産
4	1105	6857	交雑種 去勢	1023456792	689	左 右	218.0 213.5	211.5 207.1	418.6	60.8	○△県産
5	1106	9644	交雑種 去勢	1023456793	663	左 右	212.0 211.0	205.6 204.7	410.3	61.9	○△県産
6	1107	9644	交雑種 去勢	1023456794	701	左 右	226.0 218.0	219.2 211.5	430.7	61.4	△△県産
7	1108	9644	交雑種 去勢	1023456795	517	左 右	169.0 170.0	163.9 164.9	328.8	63.6	○△県産
8	1109	6633	交雑種 去勢	1023456796	780	左 右	256.5 257.0	248.3 249.3	497.6	63.8	○△県産
9	1110	6633	交雑種 去勢	1023456797	799	左 右	267.5 264.5	259.5 256.6	516.1	64.6	○△県産
10	1111	6633	交雑種 去勢	1023456798	678	左 右	209.5 209.5	203.2 203.2	406.4	59.9	△△県産
11	1112	9064	黒 褐 メス	1023456899	569	左 右	191.5 191.0	185.8 185.3	371.1	65.2	○△県産
12	1113	6035	交雑種 去勢	1023456809	719	左 右	238.5 235.5	231.3 228.4	459.7	63.9	○△県産
13	1114	6035	交雑種 去勢	1023456801	723	左 右	236.0 232.0	228.9 225.0	453.9	62.8	△△県産
14	1115	6035	黒毛和 メス	1023456802	658	左 右	211.0 209.0	204.7 203.2	407.9	62.0	○△県産

6. トレーサビリティ運営体制

(1) 管理責任者の設置

と畜者はトレーサビリティの管理責任者を置き、生体受入から販売・出荷まで、以下のように必要な情報の管理、照合を行う。

- ① 生体受入段階で個体識別情報が出荷先から伝達されているか、販売・出荷段階で販売先へ伝達すべき情報が伝達されているかを確認する。
- ② と畜および販売・出荷段階で、新たに管理すべき情報が作成されているかを確認する。また、これらの情報が正しく記帳されていることを確認する。
- ③ 識別対象牛肉と個体識別番号が記載されている文書（仕入伝票、販売伝票、仕入台帳、販売台帳等）の照合を行う。内部識別番号（と畜番号、枝肉番号等）を使用する場合には、生体受入、と畜、販売・出荷の各段階で個体識別番号との対応づけを確認する。
- ④ トレーサビリティの伝達情報や新たな作成情報に誤りが認められた場合には、直ちにその情報の修正を（独）家畜改良センターに届け出るか、出荷者に修正を求める。
- ⑤ 販売先などからトレーサビリティの管理情報に関する問合せがあった場合には、迅速に対応するとともに、問合せ情報の記録を行う。

(2) 外部立ち入り検査

牛肉トレーサビリティ法にもとづく農林水産省職員による「立ち入り検査」には、管理責任者が対応する。

(3) 自主検査

と畜者はトレーサビリティのチェックリストなどを作成し、下記の頻度で自らチェックする。

- ① 伝達情報、管理すべき情報、個体識別番号に記載されている帳票（伝票類）の照合作業は毎日、その都度行う。
- ② 管理情報の記帳の確認は、月に1度行う。
- ③ トレーサビリティの管理情報についての問合せには随時対応する。

と畜事業所を統括する本社等がある場合には、「内部自主検査手順書」等にもとづいて検査基準を決定・作成し、検査実施計画・検査記録などを作成することが望ましい。

と畜者の規模によっては、外部検査機関に依頼して検査を実施することも消費者の信頼を得るためには有効である。

＜巻末資料＞

1. 情報機器によると畜報告.....	38
2. 識別対象牛肉とその規格	45
3. 標準品名コード	46
4. 商品属性コード	47
5. 全国食肉処理施設一覧表による通し番号の例	49

(1) ID連携による例

Figure 1-1: Main Menu Screen

HTデータ送受信	エラー照会
報告データ表示(入力)	環境設定・マスタメンテナンス
PC→センター送信	バックアップ・リストア
帳票出力	バージョン情報
センターDBの照会	終了

38

② 個体情報ファイルのレイアウト

CSVファイルレイアウト

CSVファイルは以下のレイアウトで出力されます。

No.	項目名	型	桁数 (Bytes)	備考	補足
1	農家コード	X	10	10 桁	※1
2	転入日	X	6	和暦 (YYMMDD) 6 桁 *13 年 9 月 1 日の場合→ 130901 で入力。	※2
3	転出日	X	6	和暦 (YYMMDD) 6 桁 *13 年 9 月 1 日の場合→ 130901 で入力。	※3
4	死亡日	X	6	和暦 (YYMMDD) 6 桁 *13 年 9 月 1 日の場合→ 130901 で入力。	※4
5	転入予定頭数	9	4	数字 4 桁	
6	転出予定頭数	9	4	数字 4 桁	
7	連番	9	4	数字 4 桁	※5
8	個体識別番号	X	10	10 桁	
9	転入農家コード	X	10	10 桁	※6
10	転出農家コード	X	10	10 桁	※7
11	状態フラグ	X	1	1 桁	※8
12	HTデータ入力日付	X	10	YYYY/MM/DD 形式で入力	
13	HTデータ入力時間	X	8	HH:MM:SS 形式で入力	
14	作業コード	X	10	10 桁	
				(無記入の場合はスペース)	

補足説明

- ※1 農家コード : 【と畜場】荷受者コード、【家畜商】家畜商コード、【家畜市場】家畜市場コード、
【育成牧場】育成牧場コード、【大規模経営】農場コード
- ※2 転入日 : 【と畜場】搬入日、【家畜商】転入日、【家畜市場】搬入日、
【育成牧場】入牧日、【大規模経営】導入日
- ※3 転出日 : 【と畜場】除外日、【家畜商】転出日、【家畜市場】取引日、
【育成牧場】下牧日、【大規模経営】出荷日
- ※4 死亡日 : 【と畜場】と畜日、【家畜商】死亡日、【家畜市場】死亡日、
【育成牧場】死亡日、【大規模経営】死亡日
- ※5 連番 : 【と畜場】と畜番号、【家畜商】連続番号、【家畜市場】上場番号、
【育成牧場】連続番号、【大規模経営】連続番号
- ※6 転入農家コード : 【と畜場】出荷者コード、【家畜商】譲受け相手先コード、【家畜市場】譲受け相手先コード、
【育成牧場】譲受け相手先コード、【大規模経営】譲受け相手先コード
- ※7 転出農家コード : 【と畜場】と畜者コード、【家畜商】譲渡し相手先コード、【家畜市場】譲渡し相手先コード、
【育成牧場】譲渡し相手先コード、【大規模経営】譲渡し相手先コード
- ※8 状態フラグ : 【と畜場】「1:と畜」、「2:除外」、「9:死亡(生体破棄)」のいずれか。
【家畜商】【育成牧場】【大規模経営】「9:死亡」。
【家畜市場】「1:成立」、「2:主取」、「9:死亡」のいずれか。
スペースの場合、PC側で読込み時、「0:初期値」を設定する。

③修正報告の方法

報告データの修正方法について

I D連携システムで報告を行った者が、その報告内容を修正する方法については、以下のとおりとします。

1. 牛個体識別全国データベース修正請求書（別紙1）に必要事項を記載する。その際、修正の内容については、「別紙のとおり」と記載する。
2. 報告データリストを印刷する。
3. 印刷したデータリストで、間違えた報告内容を正しいものに修正し（修正箇所には訂正線を引き、その上に修正内容を記入する）、1に別紙として添付する。

【参考】

ソート順: 荷受者コード順 表示区分: 全て

荷受者コード	搬入日	除外日	と畜日	搬入頭数	と畜番号	個体識別番号	出荷者コード	と畜者コード	状態フラグ	HT入力日時	作業者コード
通信欄					エラー内容	別番号	コード	コード			
0248480592	15/11/25		15/11/26	0	0001	111111111	0123456789	0248480596	1:と畜	2003/11/26 10:35:12	
0248480592	15/11/25		15/11/26	0	0002	222222222	0123456789	0248480596	1:と畜	2003/11/26 10:35:12	
0248480592	15/11/25		15/11/26	0	0003	333333333	0123456789	0248480596	1:と畜	2003/11/26 10:35:12	
0248480592	15/11/25		15/11/25	0	0004	444444444	0123456789	0248480596	1:と畜	2003/11/26 10:35:12	
0248480592	15/11/25		15/11/26	0	0005	555555555	0123456789	0248480596	1:と畜	2003/11/26 10:35:12	
0248480592	15/11/25		15/11/26	0	0006	666666666	0123456789	0248480596	1:と畜	2003/11/26 10:35:12	
0248480592	15/11/25		15/11/26	0	0007	777777777	0123456789	0248480596	1:と畜	2003/11/26 10:35:12	
0248480592	15/11/25		15/11/26	0	0008	888888888	0123456789	0248480596	1:と畜	2003/11/26 10:35:12	

と畜日の訂正

H15/11/25 → H15/11/26

牛個体識別全国データベース修正請求書（別紙１）

別紙 1

牛個体識別全国データベース修正請求書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称

印

管理者等の
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続き」第２条第１項の規定に基づき、記録事項の修正を行いたいので下記により請求します。

記

1 修正に係る牛の個体識別番号
別紙のとおり

2 修正の内容
別紙のとおり

正	誤

3 連絡先（電話番号、FAX番号、Eメールアドレス）

4 その他

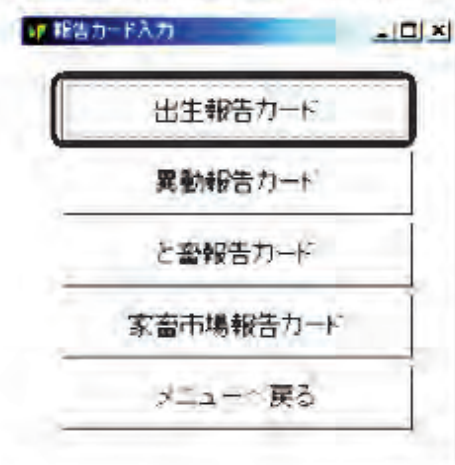
（日本工業規格 A 4）

(2) インターネットを利用したと畜報告（LOシステム）の例

2.1.1. 出生報告カード入力

出生報告カード情報を入力します。

LOシステムの初期画面から「出生報告カード」ボタンをクリックします。



と畜報告カード

◀

▶

+

-

✓

×

終了

ソート順

☒ 入力順
☐ 連番順
☐ と畜者コード順

検索条件

番号

検索

データ件数

9件

データ出力

エラーリスト

出荷者別タイプ

と畜日別タイプ

連番	受付日時	と畜者コード	荷受業者コード	譲受け相手先コード	個体識別番号	搬入日	と畜日
1	2004/02/09 13:46:39	0248480581	0248252618	0037802525	1234567895	16/01/01	16/01/01
2	2004/02/09 13:46:39	0248480581	0248252618	0037802525	2345678906	16/01/01	16/01/01
3	2004/02/09 13:46:39	0248480581	0248252618	0037802525	3456789017	16/01/01	16/01/01
4	2004/02/09 13:46:39	0248480581	0248252618	0037802525	4567890128	16/01/01	16/01/01
5	2004/02/09 13:46:39	0248480581	0248252618	0037802525	5678901239	16/01/01	16/01/01
6	2004/02/09 13:46:39	0248480581	0248252618	0037802525	6789012340	16/01/01	16/01/01
7	2004/02/09 13:46:39	0248480581	0248252618	0037802525	7890123451	16/01/01	16/01/01
8	2004/02/09 13:46:39	0248480581	0248252618	0037802525	8901234562	16/01/01	16/01/01
9	2004/02/09 13:46:39	0248480581	0248252618	0037802525	9012345673	16/01/01	16/01/01
10	04/02/09 13:46:39	0248480581	0248252618	0037802525	9876543215	16/01/01	16/01/01

データの一括削除

CSVデータの読込

データのCSV出力

(入力項目)

No.	項目	処理	必須	一覧参照	使用文字種	説 明
1	連番	入力	任意		半角文字のみ	X9999999 を入力する。(先頭 1 文字のみ英字)
2	受付日時	入力	任意		半角文字のみ	西暦の下 2 桁 YY/MM/DDHH:MM:SS を入力します。 システム日付より以前(過去)の日付を入力します。
3	と畜者コード	入力	必須		半角数字のみ	
4	荷受業者コード	入力	必須		半角数字のみ	
5	荷受け相手先コード	入力	必須		半角数字のみ	
6	個体識別番号	入力	必須		半角数字のみ	10 桁目をチェックデジットの値と比較し、一致しない場合、エラーリストに表示されます。 但し、10 桁入力でない場合、チェック対象外とします。
7	搬入日	入力	必須		半角文字のみ	和暦 YY/MM/DD を入力する。 システム日付より以前(過去)の日付を入力します。
8	と畜日	入力	必須		半角文字のみ	和暦 YY/MM/DD を入力する。 システム日付より以前(過去)の日付を入力します。

(3) FAX利用したと畜報告の例

整理 No. _____

と畜報告カード (出荷者別タイプ)

報告先FAX電話番号 **0037-80-2525** (フリーダイヤル)
又は **0248-48-0593**

と畜者コード										
荷受業者コード										
譲受け等の相手先コード										
No.	個体識別番号(10桁必須)	搬入日	と畜日							
1		平成 年 月 日 	平成 年 月 日 							
2		平成 年 月 日 	平成 年 月 日 							
3		平成 年 月 日 	平成 年 月 日 							
4		平成 年 月 日 	平成 年 月 日 							
5		平成 年 月 日 	平成 年 月 日 							
6		平成 年 月 日 	平成 年 月 日 							
7		平成 年 月 日 	平成 年 月 日 							
8		平成 年 月 日 	平成 年 月 日 							
9		平成 年 月 日 	平成 年 月 日 							
10		平成 年 月 日 	平成 年 月 日 							

- ・このカードは、荷受業者毎、譲受け等相手毎に作成して下さい。
- ・生体牛を荷受け(管理)する者とと畜者が同一である場合は、荷受業者コード欄にと畜者コードを記入して下さい。
- ・と畜者と荷受業者は、本カードにより同時に届出を行って下さい。
- ・搬入日は、荷受業者の転入日、と畜日は、荷受業者の転出日となります。

2. 識別対象牛肉とその規格

識別単位	規 格 内 容	備 考
枝肉	1. と畜後、真皮に沿って剥皮する。 2. 頭部を後頭骨端と第一頸椎で、尾を第1～第2尾椎間で切断する。 3. 内臓を割去する。ただし、腎臓脂肪は残す。 4. 前肢は手根骨と中手骨の間で、後肢は足根骨と中足骨の間で割去する。 5. 脊柱の中央にそって頸椎、胸椎、腰椎、尾椎を左右に切断する。	(社)日本食肉 格付協会の「取 引規格解説書」 を参照のこと
枝肉半丸	枝肉の左右一方をいう。右半丸、左半丸になる。	

3. 標準品名コード

(1) 標準品名コードの定義

食肉標準品名コードは、5 桁で構成される。枝肉、部分肉のそれぞれでコードの構成は以下のようになっている。

このコードは UCC/ EAN-128 の食肉標準物流バーコードで管理する。

畜種	牛、豚、鶏	左記以外の畜種 (羊、鴨など)
枝肉および部分肉 コード	X 畜種 コード 部位コード '0' または 自由使用	X X 畜種 コード 部位コード

(2) 畜種コード

牛、豚、鶏等の畜種区分を表す。牛については、さらに和牛、国産牛、輸入牛を識別する。

主要な流通畜種である牛、豚、鶏は 1 桁、これ以外の畜種である羊等を指定する場合は 2 桁を使用する。

畜種コード	名 称	摘 要
1	和牛	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種を指す。
2	国産牛	原産国が日本であり、和牛以外の牛を指す。
3	輸入牛	原産国が日本以外である牛を指す。
4	国産豚	原産国が日本である豚を指す。
5	輸入豚	原産国が日本以外である豚を指す。
6	国産鶏	原産国が日本である鶏を指す。
7	輸入鶏	原産国が日本以外である鶏を指す。
	牛・豚に類似した畜種	
81	子牛	
82	馬	
83	羊	
84	山羊	
85	いのしし	
86	いのぶた	
87	鹿	
89	その他	

※出典：財団法人 食品流通構造改善促進機構

「食肉流通の取引電子化導入・活用ガイド」「食肉標準物流バーコード導入・利用マニュアル」

4. 商品属性コード

(1) 態様コード

態様コード	名称
2	チルド
3	フローズン
9	その他

(2) 品種コード

品種コード	名称	備考
10	和種	
11	黒毛和種	
12	褐毛和種	
13	日本短角種	
14	無角和種	
20	交雑種	
30	乳用種・肉用種	畜種毎に乳用／肉用比率が異なるものの、乳用種、肉用種ともに両用の場合が一般的であるため、区分しないこととする。
31	ホルスタイン種	
32	アバンディーン・アンガス種	
33	ヘレフォード種	
34	シャロレー種	
35	その他の乳用種・肉用種	
90	その他	

(3) 性別コード

性別コード	名称
10	雄
11	去勢
12	非去勢（ブル）
20	雌
21	経産
22	未経産
30	子
90	その他

(4) 原産地コード

① 県コード

県コード	漢字	カナ	県コード	漢字	カナ
01	北海道	ホッカイドウ	25	滋賀県	シガケン
02	青森県	アオモリケン	26	京都府	キョウトフ
03	岩手県	イワテケン	27	大阪府	オオサカフ
04	宮城県	ミヤギケン	28	兵庫県	ヒョウゴケン
05	秋田県	アキタケン	29	奈良県	ナラケン
06	山形県	ヤマガタケン	30	和歌山県	ワカヤマケン
07	福島県	フクシマケン	31	鳥取県	トットリケン
08	茨城県	イバラキケン	32	島根県	シマネケン
09	栃木県	トチギケン	33	岡山県	オカヤマケン
10	群馬県	グンマケン	34	広島県	ヒロシマケン
11	埼玉県	サイタマケン	35	山口県	ヤマグチケン
12	千葉県	チバケン	36	徳島県	トクシマケン
13	東京都	トウキョウト	37	香川県	カガワケン
14	神奈川県	カナガワケン	38	愛媛県	エヒメケン
15	新潟県	ニイガタケン	39	高知県	コウチケン
16	富山県	トヤマケン	40	福岡県	フクオカケン
17	石川県	イシカワケン	41	佐賀県	サガケン
18	福井県	フクイケン	42	長崎県	ナガサキケン
19	山梨県	ヤマナシケン	43	熊本県	クマモトケン
20	長野県	ナガノケン	44	大分県	オオイタケン
21	岐阜県	ギフケン	45	宮崎県	ミヤザキケン
22	静岡県	シズオカケン	46	鹿児島県	カゴシマケン
23	愛知県	アイチケン	47	沖縄県	オキナワケン
24	三重県	ミエケン			

※出典：財団法人 食品流通構造改善促進機構

「食肉流通の取引電子化導入・活用ガイド」「食肉標準物流バーコード導入・利用マニュアル」

5. 全国食肉処理施設一覧表による通し番号の例

都道府 県名	通し 番号	施設名称
北海道	1	(株)北海道チクレンミート 北見食肉センター
	2	(株)北海道畜産公社 上川事業所 道北食肉センター
	3	(株)北海道畜産公社 道央事業所 早来食肉流通センター
	4	池田町食肉センター
	5	道南雪印食肉(株) 食肉センター
	6	岩見沢市精肉センター
	7	空知ミート(株) 食肉センター
	8	名寄市立と畜場
	9	日本フードパッカー(株) 道南工場
	10	(株)北海道畜産公社 釧路事業所
	11	日本フードパッカー(株) 道東工場
	12	(株)北海道畜産公社 北見事業所 北見地区総合食肉流通センター
	13	(株)北海道畜産公社 十勝事業所 十勝総合食肉流通センター
	14	(株)根室ミートセンター
	15	(株)北海道畜産公社 函館事業所
	16	(株)北海道畜産公社 上川事業所 上川総合食肉流通センター
青森	17	(株)青森畜産公社 津軽食肉センタ ー
	18	三沢市食肉処理センター
	19	(株)三戸食肉センター
	20	十和田食肉センター
	21	日本フードパッカー(株) 青森工場
岩手	22	久慈広域食肉処理場
	23	岩手畜産流通センター食肉処理場

都道府 県名	通し 番号	施設名称
宮城	24	宮城県食肉流通センター
	25	東日本食品(株)
	26	仙台市中央卸売市場食肉市場
秋田	27	秋田県食肉流通センター
	28	北鹿食肉流通センター
山形	29	米沢市営と畜場
	30	山形県総合食肉流通センター
	31	庄内食肉流通センター
福島	32	会津食肉センター
	33	(株)福島県食肉流通センター
茨城	34	協同組合水戸ミートセンター
	35	竜ヶ崎食肉センター
	36	取手食肉センター
	37	茨城協同食肉(株)
	38	土浦食肉協同組合
	39	筑西食肉衛生組合食肉センター
	40	下妻と畜場
	41	茨城協同食肉(株) 下妻事業所
	42	(株)茨城県中央食肉公社
栃木	43	那須地区食肉センター
	44	(株)両毛食肉センター
	45	(株)栃木県畜産公社
群馬	46	藤岡ミートセンター

都道府 県名	通し 番号	施設名称
	47	北毛ミートセンター
	48	(株)群馬県食肉卸売市場
	49	高崎食肉センター
埼玉	50	さいたま市食肉中央卸売市場
	51	川口食肉荷受(株)
	52	日本畜産興業(株) 越谷食肉センタ ー
	53	北埼玉食肉センター事業協同組合
	54	和光ミートセンター
	55	県北食肉センター
	56	本庄食肉センター
千葉	57	(株)千葉県食肉公社
	58	野田ミートセンター事業協同組合
	59	印旛食肉センター事業協同組合 印 旛食肉センター
	60	光町営東陽食肉センター
	61	東庄町食肉センター
	62	県南畜産処理組合
東京	63	東京都中央卸売市場食肉市場
	64	八王子市食肉処理場
	65	大島町と畜場
	66	八丈町と畜場
	67	新島村と畜場
神奈川	68	(株)神奈川食肉センター
	69	横浜市中央卸売市場 食肉市場
新潟	70	阿賀北食肉センター事業協同組合

都道府 県名	通し 番号	施設名称
	71	長岡市営食肉センター
	72	新潟市食肉センター
山梨	73	(株)山梨食肉流通センター
長野	74	佐久広域食肉流通センター
	75	(株)北信食肉センター
	76	(株)長野県食肉公社 松本支社
	77	(株)長野県食肉公社 飯田支社
富山	78	(株)富山食肉総合センター
石川	79	石川県金沢食肉流通センター
岐阜	80	養老町立食肉事業センター
	81	関市食肉センター
	82	飛騨食肉センター
	83	大垣食肉供給センター
	84	岐阜市食肉地方卸売市場
静岡	85	御殿場市食肉センター
	86	岳南食肉センター
	87	小笠食肉センター
	88	浜松市と畜場
愛知	89	半田食肉センター
	90	名古屋市中央卸売市場 高畑市場 名古屋市と畜場
	91	豊田市食肉センター
	92	(株)東三河食肉流通センター
三重	93	四日市市食肉センター 食肉地方 卸売市場
	94	三重県松阪食肉流通センター

都道府 県名	通し 番号	施設名称
	95	熊野市と畜場
	96	伊賀地区広域市町村圏事務組合 伊賀食肉センター
滋賀	97	京滋畜産(株) 大津と畜場
	98	近江八幡市と畜場
京都	99	亀岡市食肉センター
	100	福知山市食肉センター
	101	京都市中央卸売市場 第二市場
大阪	102	南大阪食肉市場(株)
	103	羽曳野市立南食ミートセンター
	104	貝塚市立と畜場
	105	大阪市中央卸売市場 南港市場
兵庫	106	加古川地方卸売市場
	107	福崎食肉センター
	108	新宮町食肉センター
	109	宍粟食肉センター
	110	和田山町と畜場
	111	淡路食肉センター
	112	姫路市食肉地方卸売市場 姫路市 食肉センター
	113	神戸市中央卸売市場 西部市場
	114	三田食肉センター
	115	西宮市食肉センター
奈良	116	奈良県食肉流通センター
和歌山	117	新宮市食肉処理場
	118	和歌山市立食肉処理場

都道府 県名	通し 番号	施設名称
鳥取	119	(株)鳥取県食肉センター
島根	120	(株)島根県食肉公社
岡山	121	津山市食肉処理センター
	122	井原市食肉センター
	123	岡山県営食肉地方卸売市場
	124	倉敷と畜場
	125	玉野簡易と畜場
	126	吉田簡易と畜場
広島	127	全国農業協同組合連合会 広島県 本部 三次食肉加工センター
	128	広島市中央卸売市場 食肉市場
	129	福山市食肉センター
山口	130	周東町食肉センター
	131	柳井市営と畜場
	132	周南地区食肉センター
	133	防府市と畜場
	134	宇部市食肉センター
徳島	135	徳島市立食肉センター
	136	日本ハム(株) 徳島工場付設と畜 場
	137	全国農業協同組合連合会 徳島県 本部 鳴門食肉センター
	138	美馬食肉センター
	139	(株)三好食肉センター
香川	140	高松市食肉センター
	141	(株)香川県畜産公社
	142	香川県農業協同組合 四国大川支 部 畜産センター

都道府 県名	通し 番号	施設名称
	143	小豆地区広域行政事務組合 土庄 と畜場
愛媛	144	宇和島地区広域事務組合 食肉セ ンター
	145	県農えひめアイパックス(株) と畜 場
高知	146	中村市営食肉センター
	147	高知県広域食肉センター
福岡	148	県南食肉センター協同組合
	149	九州協同食肉(株)
	150	吉井町営と畜場
	151	北九州市立食肉センター
	152	福岡市中央卸売市場 臨海市場
佐賀	153	太良食肉センター
	154	佐賀県食肉センター
長崎	155	日本フードパッカー(株) 諫早工場 と畜場
	156	日本フードパッカー(株) 川棚工場 と畜場
	157	下五島食肉センター
	158	国見町食肉センター
	159	佐世保市と畜場 地方卸売市場
熊本	160	(株)熊本畜産流通センター
	161	人吉球磨広域行政組合 食肉セン ター
	162	千興ファーム食肉センター
	163	熊本市食肉地方卸売市場
大分	164	大分ひた農業協同組合食肉センタ ー
	165	九州食肉(株) 大分工場
	166	(株)大分県畜産公社

都道府 県名	通し 番号	施設名称
宮崎	167	都城市食肉センター
	168	延岡市食肉センター
	169	小林市食肉センター
	170	(株)丸正フーズ
	171	(株)ミヤチク 高崎工場
	172	(株)ミヤチク 都農工場
	173	南日本ハム(株)
	174	宮崎市食肉センター
鹿児島	175	加世田市食肉センター
	176	プリマハム(株) 鹿児島工場
	177	南九州畜産興業(株) 末吉と畜場
	178	垂水市食肉センター
	179	日本フードパッカー鹿児島(株)
	180	(株)鹿児島くみあい食肉 南薩工 場
	181	(株)鹿児島くみあい食肉 鹿屋工 場
	182	志布志町食肉センター
	183	サンキョーミート(株)
	184	(株)阿久根食肉流通センター
	185	協同組合 南州高山ミートセンター
	186	鹿児島市食肉センター
	187	中種子と畜場
	188	屋久町と畜場
	189	名瀬市食肉センター
	190	喜界町と畜場

都道府 県名	通し 番号	施設名称
	191	瀬戸内と畜場
	192	沖永良部と畜場
	193	与論町と畜場
	194	徳之島三ヵ町と畜場組合
沖縄	195	(株)沖縄県食肉センター

都道府 県名	通し 番号	施設名称
	196	(株)中部食肉センター
	197	久米島と畜場
	198	(株)宮古食肉センター
	199	(株)八重山食肉センター
	200	与那国町食肉処理場

※出典：全国食肉センター協議会（社）中央畜産会
「農畜産業振興機構助成対象事業」、「平成14年度産地食肉センター経営効率化促進事業」に基づく
「全国食肉処理施設基礎的事業実態報告書」による。

(独立行政法人農畜産業振興機構 畜産業振興事業)

食肉流通合理化総合対策事業
食肉処理衛生管理向上等推進事業

国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（と畜場編）

平成 16 年 3 月発行
社団法人 中央畜産会
全国食肉センター協議会